

「市民の生涯を通じた健康づくりと  
自立した生活の支援」  
をめざして

# 第二期帯広市 地域福祉計画

(原案)

帯 広 市

## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって          | 1  |
| 1 計画策定の背景及び趣旨           | 1  |
| 2 計画の基本的事項              | 2  |
| (1) 計画策定の目的             | 2  |
| (2) 計画の範囲               | 2  |
| (3) 計画の期間               | 2  |
| 3 計画の位置付け               | 2  |
| (1) 位置付け                | 2  |
| (2) 市の計画との関係            | 4  |
| 4 計画の策定体制と意見の反映         | 5  |
| (1) 策定体制                | 5  |
| (2) 市民意見の反映             | 5  |
| 第2章 帯広市の保健・福祉・医療・子育ての状況 | 6  |
| 1 第一期帯広市地域福祉計画の進捗状況     | 8  |
| 2 帯広市の保健・福祉・医療・子育ての状況   | 13 |
| (1) 人口・世帯数・年齢別構成などの状況   | 13 |
| (2) 子どもと家庭を取り巻く状況       | 15 |
| (3) 障害のある人を取り巻く状況       | 16 |
| (4) 高齢者を取り巻く状況          | 17 |
| (5) 健康の状況               | 18 |
| (6) 医療の状況               | 20 |
| (7) 町内会活動の状況            | 21 |
| (8) ボランティア、NPOの状況       | 22 |
| 第3章 計画の基本的考え方           | 24 |
| 1 計画の基本理念               | 24 |
| 2 計画の基本目標               | 24 |
| 3 計画の基本的視点              | 25 |
| 第4章 施策の展開               | 26 |
| 1 施策の体系                 | 26 |
| 2 施策の基本方向及び主な施策         | 27 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第5章 計画の推進体制          | 39 |
| 1 市民・関係団体・関係機関・行政の役割 | 39 |
| (1) 市民・ボランティア・NPOの役割 | 39 |
| (2) 民生委員・児童委員の役割     | 39 |
| (3) 事業者の役割           | 39 |
| (4) 社会福祉協議会の役割       | 39 |
| (5) 行政の役割            | 40 |
| 2 計画の進捗管理            | 40 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景及び趣旨

### <社会環境の変化>

人口減少社会を迎える中で、少子高齢化や核家族化の進行、個人の生活様式の多様化などを背景として、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が指摘されていました。

しかし、東日本大震災以後は、国民の社会に対する意識や防災に対する意識を大きく変えることとなりました。

国が行った国民意識の調査では、震災後、強く意識するようになったこととして「家族や親戚とのつながりを大切に思う」「地域でのつながりを大切に思う」「社会全体として助け合うことが重要だと思う」との回答が多く、また防災に対する意識も高まったとの回答も多く、人と人とのつながりや安全・安心に対する関心が高くなっています。

### <多様化・複雑化した福祉課題>

一方では、社会構造の変化に伴い、地域においては、一人暮らしの高齢者の増加や孤立死問題の深刻化、子育て家庭の孤立化、高齢者虐待、児童虐待の表面化等に加え、認知症高齢者や障害のある方々の権利擁護など、多様化・複雑化した福祉課題が社会問題化しています。

これらの課題は、行政に加えて、住民や地域が主体的に活動し、三者が問題意識を共有するほか、ボランティア、事業者など多くの社会資源の協力による見守りや支え合い・助け合い、相互連携などの取組みをおこなうこと（地域福祉）が求められています。

### <計画策定の趣旨>

第二期帯広市地域福祉計画では、地域における多様化・複雑化した福祉課題に取り組むため、行政・市民・地域などが一体となって地域福祉の理念を共有しながら、協力して取組み、共に支え合う社会をつくるために、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画策定の目的

地域福祉推進の基本理念や基本目標、基本的視点を明らかにするとともに、行政・市民・関係団体などの連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で、生涯を通じた健康づくりと自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定します。

### (2) 計画の範囲

この計画は、すべての世代を対象とし、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康づくりなどの各分野を範囲とします。

### (3) 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、保健・福祉・医療・子育ての情勢などの変化に応じて、また、国及び北海道の関連する他の計画と整合をはかるために、必要な見直しをおこないます。

## 3 計画の位置付け

### (1) 位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「第六期帯広市総合計画」の分野計画として、保健・福祉・医療・子育ての理念や施策の方向などを示す計画です。

また、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりの各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画です。

第二期帯広市地域福祉計画と保健福祉各分野計画との関係を図に示すと、次のようになります。

# 第六期帯広市総合計画

(8つのまちづくりの目標)

「Ⅰ 安全に暮らせるまち」

「Ⅱ 健康でやすらぐまち」

「Ⅶ 思いやりとふれあいのまち」

## 第二期帯広市地域福祉計画 (平成 27～31 年度)

第六期帯広市高齢者保健福祉計画  
・介護保険事業計画<策定中>  
(平成 27～29 年度)

第二期帯広市障害者計画  
(平成 22～31 年度)

第四期帯広市障害福祉計画<策定中>  
(平成 27～29 年度)

第二期けんこう帯広2 1  
(平成 25～34 年度)

おびひろこども未来プラン  
(平成 22～31 年度)

帯広市子ども・子育て支援事業計画  
(平成 27～31 年度) <策定中>

既存の関連計画を内包・横断(整合性)

帯広市社会福祉協議会  
地域福祉実践計画

連携・補完

連携・整合

おびひろ避難支援プラン

(2) 市の計画との関係

| 平成<br>26年度                         | 27年度   | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------------------------|--|------|------|------|------|
| 西暦<br>2014年                        |  |      |      |      |      |
| 第六期帯広市総合計画<br>(平成 22～31 年度)        |  |      |      |      |      |
| 第一期帯広市地域<br>福祉計画 (平成 22<br>～26 年度) |  |      |      |      |      |
|                                    | 第二期帯広市地域福祉計画<br>(平成 27～31 年度)<br><策定中>             |      |      |      |      |
|                                    | 第六期帯広市高齢者保健福祉計画・<br>介護保険事業計画<策定中><br>(平成 27～29 年度) |      |      |      |      |
| 第二期帯広市障害者計画<br>(平成 22～31 年度)       |  |      |      |      |      |
|                                    | 第四期帯広市障害福祉計画<br>(平成 27～29 年度) <策定中>                |      |      |      |      |
| 第二期けんこう帯広 2 1<br>(平成 25 年度～34 年度)  |  |      |      |      |      |
| おびひろ子ども未来プラン (平成 22～31 年度)         |  |      |      |      |      |
|                                    | 帯広市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～31 年度) <策定中>               |      |      |      |      |

## 4 計画の策定体制と意見の反映

### (1) 策定体制

#### ①帯広市地域福祉計画庁内策定委員会

地域福祉計画の策定に関して検討をおこなうため、庁内の関係各部課で構成する策定委員会を設置しました。

#### ②帯広市健康生活支援審議会

保健・福祉・医療・子育てに関する総合的な調査審議を役割とする「健康生活支援審議会」において計画内容について意見を聴くなど審議をおこないました。

### (2) 市民意見の反映

地域の現状とともに、市民等の意見や地域福祉に関する課題などを把握するために、アンケート調査をはじめ、意見交換会を実施しました。

#### ①アンケート調査

要支援及び要介護認定者、65歳以上の一般高齢者等の生活状況などを把握するために、アンケート調査を実施しました。

#### ②意見交換会

市内11ヶ所のコミュニティセンター等において市民意見交換会をおこなったほか、5つの関係団体などとの意見交換会を実施しました。

#### ③パブリックコメント

計画の原案を作成後、平成27年1月9日から2月9日までパブリックコメントを実施予定。



## 第2章 帯広市の保健・福祉・医療・子育ての状況

### 1 第一期帯広市地域福祉計画の進捗状況

第一期帯広市地域福祉計画の進捗状況については、次の主な施策ごとに、事務事業を所管する担当課が毎年度、次の4段階で評価します。

順調に進んでいる⇒A

ある程度進んでいる⇒B

あまり進んでいない⇒C

進んでいない⇒D

平成22年度から25年度までの進捗状況は次のとおりです。

## 施策体系図

| 基本<br>目標  | 基本的視点                        | 施策の基本方向                 | 評価対象  |
|---|------------------------------|-------------------------|---|
|   |                              |                         | 主な施策  |
| 共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり<br>子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、 | I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために | 1 ノーマライゼーション理念の定着       | ①心のバリアフリーの促進  |
|   |                              | 2 ユニバーサルデザインのまちづくり      | ①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進<br>②都市基盤の整備   |
|   |                              | 3 防災、防犯活動の推進            | ①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進   |
|   | II 地域の活動を積極的にすすめるために         | 4 地域の福祉活動の推進            | ①地域で支える仕組みの充実<br>②地域活動の促進<br>③交流機会の促進<br>④コミュニティ活動の推進<br>⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進 |
|   |                              | 5 地域福祉を担う人材育成の促進        | ①地域の人材の育成<br>②ボランティアの養成   |
|   | III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために  | 6 相談・支援体制の充実            | ①総合的な相談体制の整備<br>②地域における相談体制の充実<br>③権利擁護事業の充実                                |
|   |                              | 7 適切な福祉サービス利用の促進        | ①在宅サービスの充実<br>②保育サービスの充実<br>③障害福祉サービスの提供体制の充実                               |
|   |                              | 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立 | ①サービス提供団体間の連携の促進<br>②地域生活移行の推進<br>③療育施策の充実<br>④子育て支援の総合的連携の推進               |
|   | IV 総合的な健康づくりを推進するために         | 9 健康づくりの推進              | ①健康づくり活動の推進<br>②健康づくりの意識の普及<br>③介護予防の推進                                     |
|   |                              | 10 医療との連携               | ①地域医療体制の充実<br>②救急医療体制の充実<br>③予防、早期発見の取組みの促進<br>④医療機関の機能分担と連携                |

## H22年度 進捗状況総括表

| 基本的視点                        | 施策の基本方向                     | 主な施策                | 評価             |             |       |       |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------|----------------|-------------|-------|-------|
| I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために | 1 ノーマライゼーション理念の定着           | ①心のバリアフリーの促進        | B              |             |       |       |
|                              | 2 ユニバーサルデザインのまちづくり          | ①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進 | C              |             |       |       |
|                              |                             | ②都市基盤の整備            | B              |             |       |       |
|                              | 3 防災、防犯活動の推進                | ①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進 | B              |             |       |       |
| II 地域の活動を積極的にすすめるために         | 4 地域の福祉活動の推進                | ①地域で支える仕組みの充実       | A              |             |       |       |
|                              |                             | ②地域活動の促進            | A              |             |       |       |
|                              |                             | ③交流機会の促進            | B              |             |       |       |
|                              |                             | ④コミュニティ活動の推進        | C              |             |       |       |
|                              |                             | ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進  | B              |             |       |       |
|                              | 5 地域福祉を担う人材育成の促進            | ①地域の人材の育成           | C              |             |       |       |
|                              |                             | ②ボランティアの養成          | C              |             |       |       |
|                              | III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために | 6 相談・支援体制の充実        | ①総合的な相談体制の整備   | A           |       |       |
|                              |                             |                     | ②地域における相談体制の充実 | B           |       |       |
|                              |                             |                     | ③権利擁護事業の充実     | B           |       |       |
| 7 適切な福祉サービス利用の促進             |                             | ①在宅サービスの充実          | B              |             |       |       |
|                              |                             | ②保育サービスの充実          | A              |             |       |       |
|                              |                             | ③障害者福祉サービスの提供体制の充実  | A              |             |       |       |
| 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立      |                             | ①サービス提供団体間の連携の促進    | A              |             |       |       |
|                              |                             | ②地域生活移行の推進          | A              |             |       |       |
|                              |                             | ③療養施策の充実            | B              |             |       |       |
|                              |                             | ④子育て支援の総合的連携の推進     | B              |             |       |       |
| IV 総合的な健康づくりを推進するために         |                             | 9 健康づくりの推進          | ①健康づくり活動の推進    | A           |       |       |
|                              |                             |                     | ②健康づくりの意識の普及   | A           |       |       |
|                              | ③介護予防の推進                    |                     | B              |             |       |       |
|                              | 10 医療との連携                   | ①地域医療体制の充実          | B              |             |       |       |
|                              |                             | ②救急医療体制の充実          | B              |             |       |       |
|                              |                             | ③予防、早期発見の取り組みの促進    | A              |             |       |       |
|                              |                             | ④医療機関の機能分担と連携       | B              |             |       |       |
|                              |                             |                     |                | 評価          | 項目数   | 割合    |
|                              |                             |                     |                | A 順調に進んでいる  | 10    | 35.7% |
|                              |                             |                     |                | B ある程度進んでいる | 14    | 50.0% |
|                              |                             |                     | C あまり進んでいない    | 4           | 14.3% |       |
|                              |                             |                     | D 進んでいない       | 0           | 0.0%  |       |

平成23年度 進捗状況総括表

| 基本的視点                        | 施策の基本方向                 | 主な施策                | 評価          |     |       |
|------------------------------|-------------------------|---------------------|-------------|-----|-------|
| I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために | 1 ノーマライゼーション理念の定着       | ①心のバリアフリーの促進        | B           |     |       |
|                              | 2 ユニバーサルデザインのまちづくり      | ①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進 | B           |     |       |
|                              |                         | ②都市基盤の整備            | B           |     |       |
| 3 防災、防犯活動の推進                 | ①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進     | B                   |             |     |       |
| II 地域の活動を積極的にすすめるために         | 4 地域の福祉活動の推進            | ①地域で支える仕組みの充実       | A           |     |       |
|                              |                         | ②地域活動の促進            | B           |     |       |
|                              |                         | ③交流機会の促進            | B           |     |       |
|                              |                         | ④コミュニティ活動の推進        | C           |     |       |
|                              |                         | ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進  | B           |     |       |
| 5 地域福祉を担う人材育成の促進             | ①地域の人材の育成               | B                   |             |     |       |
|                              | ②ボランティアの養成              | B                   |             |     |       |
| III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために  | 6 相談・支援体制の充実            | ①総合的な相談体制の整備        | A           |     |       |
|                              |                         | ②地域における相談体制の充実      | A           |     |       |
|                              |                         | ③権利擁護事業の充実          | A           |     |       |
|                              | 7 適切な福祉サービス利用の促進        | ①在宅サービスの充実          | A           |     |       |
|                              |                         | ②保育サービスの充実          | B           |     |       |
|                              |                         | ③障害者福祉サービスの提供体制の充実  | A           |     |       |
|                              | 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立 | ①サービス提供団体間の連携の促進    | B           |     |       |
|                              |                         | ②地域生活移行の推進          | A           |     |       |
|                              |                         | ③療養施策の充実            | B           |     |       |
|                              |                         | ④子育て支援の総合的連携の推進     | B           |     |       |
| IV 総合的な健康づくりを推進するために         | 9 健康づくりの推進              | ①健康づくり活動の推進         | A           |     |       |
|                              |                         | ②健康づくりの意識の普及        | A           |     |       |
|                              |                         | ③介護予防の推進            | A           |     |       |
|                              | 10 医療との連携               | ①地域医療体制の充実          | B           |     |       |
|                              |                         | ②救急医療体制の充実          | B           |     |       |
|                              |                         | ③予防、早期発見の取り組みの促進    | A           |     |       |
|                              |                         | ④医療機関の機能分担と連携       | B           |     |       |
|                              |                         |                     | 評価          | 項目数 | 割合    |
|                              |                         |                     | A 順調に進んでいる  | 11  | 39.3% |
|                              |                         |                     | B ある程度進んでいる | 16  | 57.1% |
|                              |                         |                     | C あまり進んでいない | 1   | 3.6%  |
|                              |                         |                     | D 進んでいない    | 0   | 0.0%  |

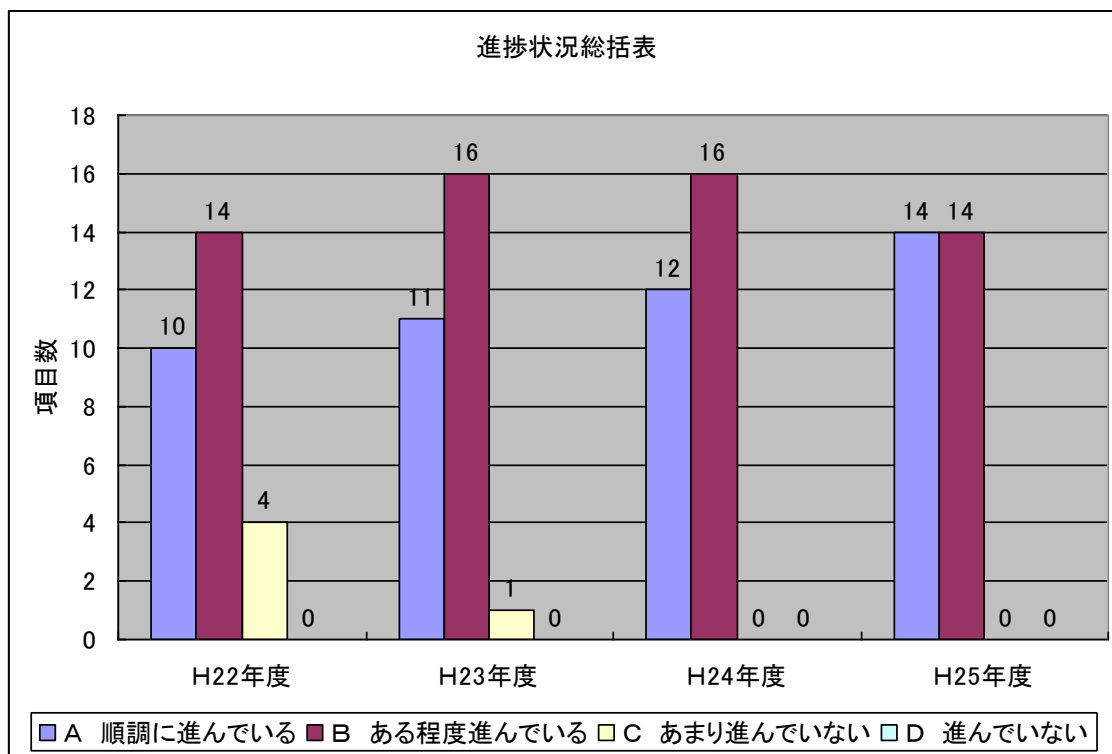
平成24年度 進捗状況総括表

| 基本的視点                        | 施策の基本方向                 | 主な施策                | 評価  |       |
|------------------------------|-------------------------|---------------------|-----|-------|
| I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために | 1 ノーマライゼーション理念の定着       | ①心のバリアフリーの促進        | B   |       |
|                              | 2 ユニバーサルデザインのまちづくり      | ①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進 | B   |       |
|                              |                         | ②都市基盤の整備            | B   |       |
| 3 防災、防犯活動の推進                 | ①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進     | A                   |     |       |
| II 地域の活動を積極的にすすめるために         | 4 地域の福祉活動の推進            | ①地域で支える仕組みの充実       | A   |       |
|                              |                         | ②地域活動の促進            | B   |       |
|                              |                         | ③交流機会の促進            | B   |       |
|                              |                         | ④コミュニティ活動の推進        | B   |       |
|                              |                         | ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進  | B   |       |
|                              | 5 地域福祉を担う人材育成の促進        | ①地域の人材の育成           | B   |       |
| ②ボランティアの養成                   |                         | B                   |     |       |
| III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために  | 6 相談・支援体制の充実            | ①総合的な相談体制の整備        | A   |       |
|                              |                         | ②地域における相談体制の充実      | A   |       |
|                              |                         | ③権利擁護事業の充実          | A   |       |
|                              | 7 適切な福祉サービス利用の促進        | ①在宅サービスの充実          | A   |       |
|                              |                         | ②保育サービスの充実          | B   |       |
|                              |                         | ③障害者福祉サービスの提供体制の充実  | B   |       |
|                              | 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立 | ①サービス提供団体間の連携の促進    | B   |       |
|                              |                         | ②地域生活移行の推進          | A   |       |
|                              |                         | ③療養施策の充実            | B   |       |
|                              |                         | ④子育て支援の総合的連携の推進     | B   |       |
| IV 総合的な健康づくりを推進するために         | 9 健康づくりの推進              | ①健康づくり活動の推進         | A   |       |
|                              |                         | ②健康づくりの意識の普及        | A   |       |
|                              |                         | ③介護予防の推進            | A   |       |
|                              | 10 医療との連携               | ①地域医療体制の充実          | B   |       |
|                              |                         | ②救急医療体制の充実          | B   |       |
|                              |                         | ③予防、早期発見の取り組みの促進    | A   |       |
|                              |                         | ④医療機関の機能分担と連携       | A   |       |
|                              |                         | 評価                  | 項目数 | 割合    |
|                              |                         | A 順調に進んでいる          | 12  | 42.9% |
|                              |                         | B ある程度進んでいる         | 16  | 57.1% |
|                              |                         | C あまり進んでいない         | 0   | 0.0%  |
|                              |                         | D 進んでいない            | 0   | 0.0%  |

平成25年度 進捗状況総括表

| 基本的視点                        | 施策の基本方向                 | 主な施策                | 評価  |       |
|------------------------------|-------------------------|---------------------|-----|-------|
| I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために | 1 ノーマライゼーション理念の定着       | ①心のバリアフリーの促進        | B   |       |
|                              | 2 ユニバーサルデザインのまちづくり      | ①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進 | B   |       |
|                              |                         | ②都市基盤の整備            | B   |       |
| 3 防災、防犯活動の推進                 | ①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進     | A                   |     |       |
| II 地域の活動を積極的にすすめるために         | 4 地域の福祉活動の推進            | ①地域で支える仕組みの充実       | A   |       |
|                              |                         | ②地域活動の促進            | B   |       |
|                              |                         | ③交流機会の促進            | A   |       |
|                              |                         | ④コミュニティ活動の推進        | B   |       |
|                              |                         | ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進  | B   |       |
|                              | 5 地域福祉を担う人材育成の促進        | ①地域の人材の育成           | B   |       |
|                              |                         | ②ボランティアの養成          | B   |       |
| III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために  | 6 相談・支援体制の充実            | ①総合的な相談体制の整備        | A   |       |
|                              |                         | ②地域における相談体制の充実      | A   |       |
|                              |                         | ③権利擁護事業の充実          | A   |       |
|                              | 7 適切な福祉サービス利用の促進        | ①在宅サービスの充実          | A   |       |
|                              |                         | ②保育サービスの充実          | B   |       |
|                              |                         | ③障害者福祉サービスの提供体制の充実  | A   |       |
|                              | 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立 | ①サービス提供団体間の連携の促進    | B   |       |
|                              |                         | ②地域生活移行の推進          | A   |       |
|                              |                         | ③療育施策の充実            | B   |       |
|                              |                         | ④子育て支援の総合的連携の推進     | B   |       |
| IV 総合的な健康づくりを推進するために         | 9 健康づくりの推進              | ①健康づくり活動の推進         | A   |       |
|                              |                         | ②健康づくりの意識の普及        | A   |       |
|                              |                         | ③介護予防の推進            | A   |       |
|                              | 10 医療との連携               | ①地域医療体制の充実          | B   |       |
|                              |                         | ②救急医療体制の充実          | B   |       |
|                              |                         | ③予防、早期発見の取り組みの促進    | A   |       |
|                              |                         | ④医療機関の機能分担と連携       | A   |       |
|                              |                         | 評価                  | 項目数 | 割合    |
|                              |                         | A 順調に進んでいる          | 14  | 50.0% |
|                              |                         | B ある程度進んでいる         | 14  | 50.0% |
|                              |                         | C あまり進んでいない         | 0   | 0.0%  |
|                              |                         | D 進んでいない            | 0   | 0.0%  |

平成22年度は「順調に進んでいる」が10項目、「あまり進んでいない」が4項目であったのが、平成25年度には「順調に進んでいる」が14項目、「あまり進んでいない」はゼロ項目となりました。



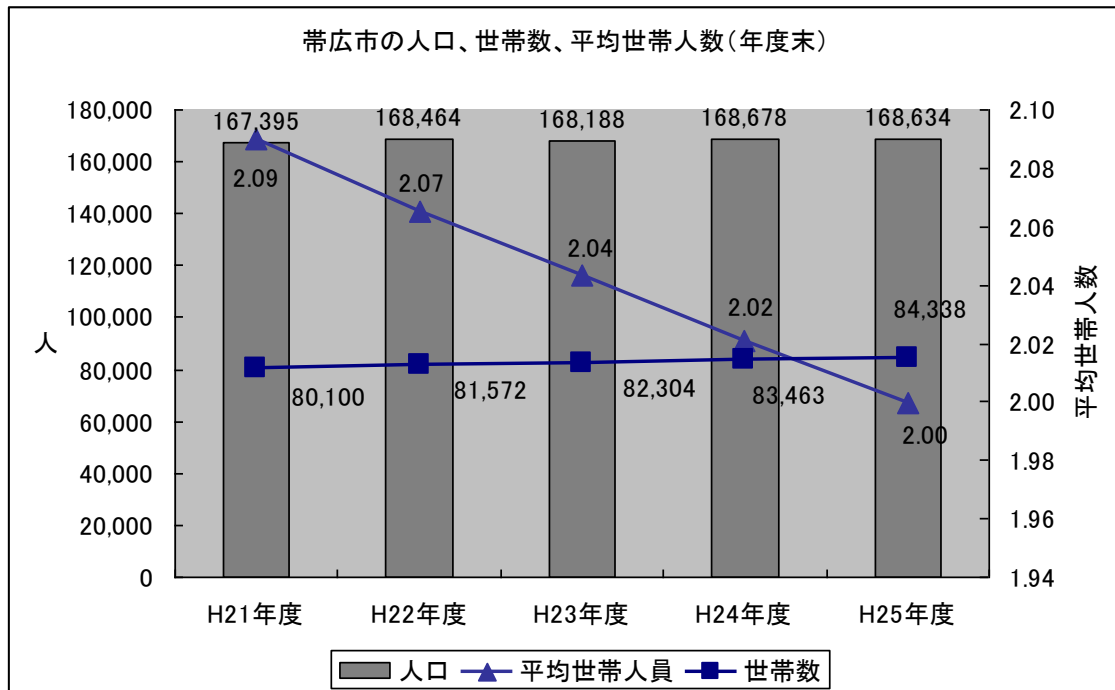
## 2 帯広市の保健・福祉・医療・子育ての状況

### (1) 人口・世帯数・年齢別構成などの状況

#### ①人口・世帯数・平均世帯人数の推移

・平成26年3月末現在、人口は168,634人、世帯数は84,338世帯となっています。

これまでの人口の推移を見ていくと、平成21年度末の167,395人からほぼ横ばいで推移していますが、世帯数は4,000世帯ほど増加し核家族化がすすんでいます。



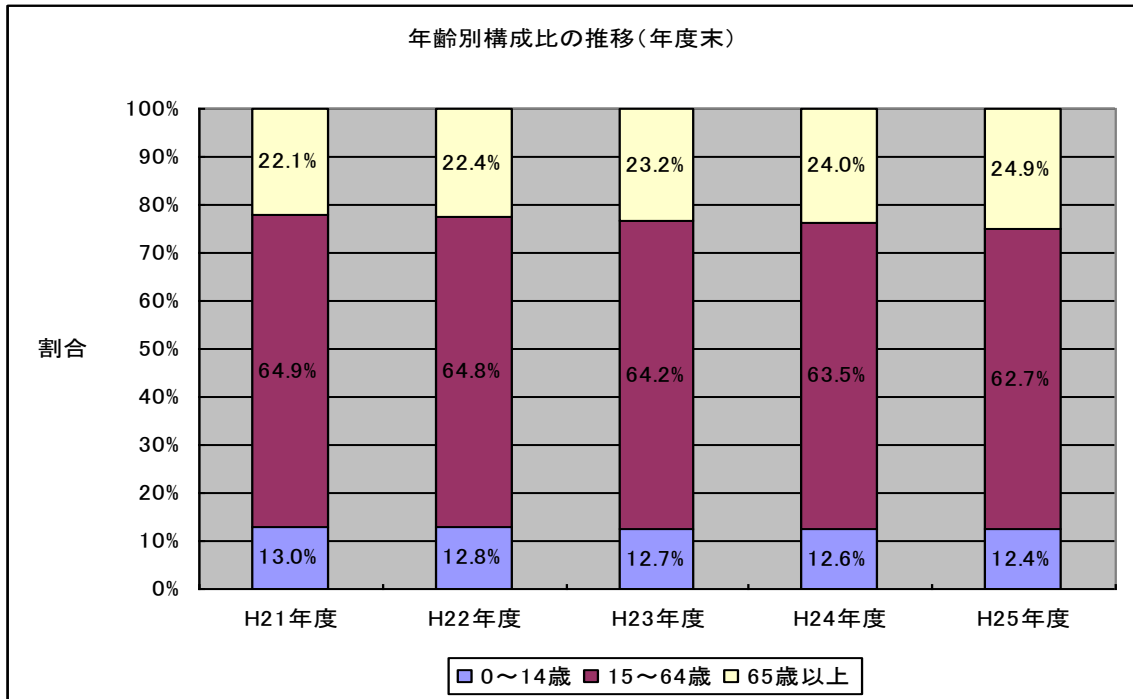
資料：帯広市住民基本台帳

#### ②年齢別構成の推移

・0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は減少していますが、65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加しています。

・少子高齢化や生産年齢人口の減少、核家族化の進行は、経済の停滞や労働力人口の減少などのほか、従来家庭内で担われていた介護、育児機能の低下をもたらすこととなり、保健福祉施策に限らず、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

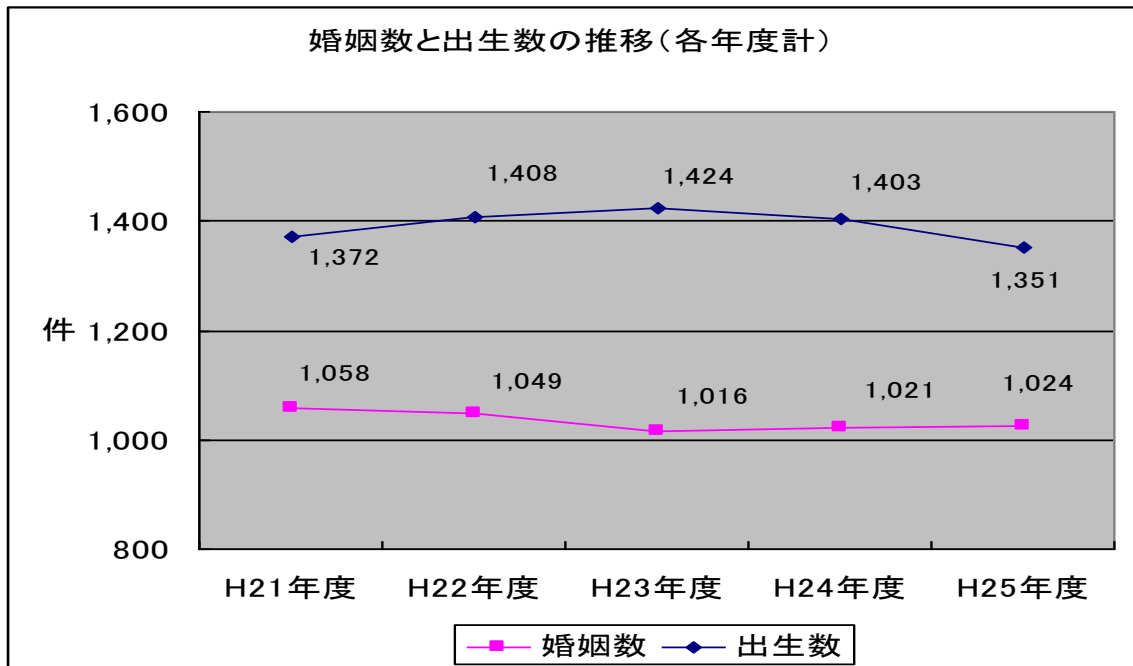




資料:戸籍住民課

### ③婚姻数と出生数の状況

・婚姻数は平成21年度以降ほぼ横ばいとなっており、それにもない出生数も横ばいで推移しています。

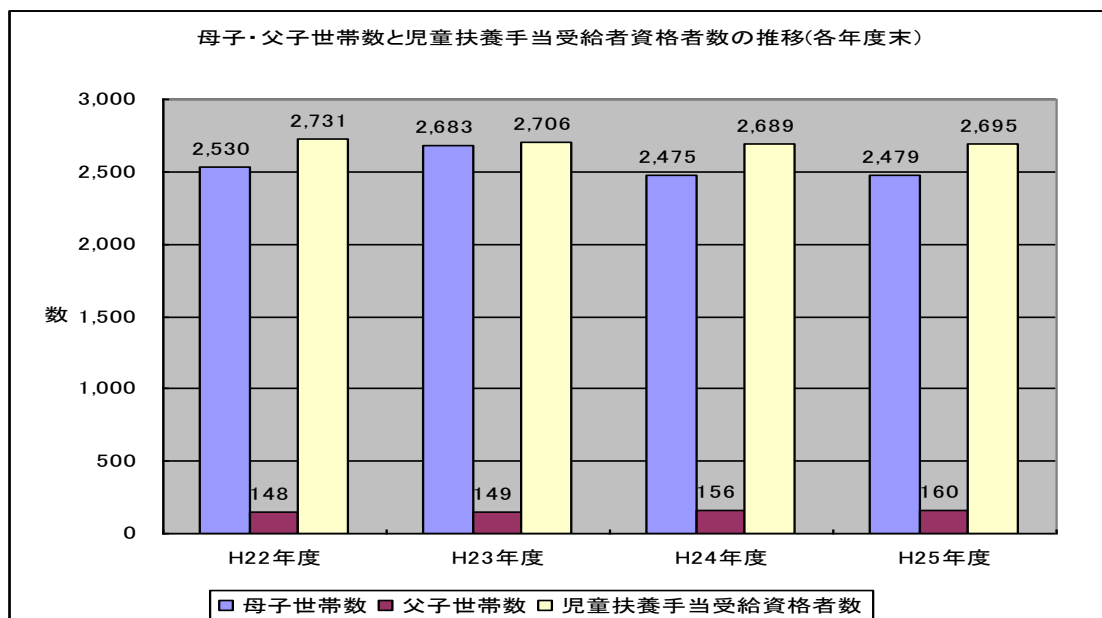


資料:帯広市住民基本台帳、戸籍住民課

## (2) 子どもと家庭を取り巻く状況

### ①母子・父子世帯数などの推移

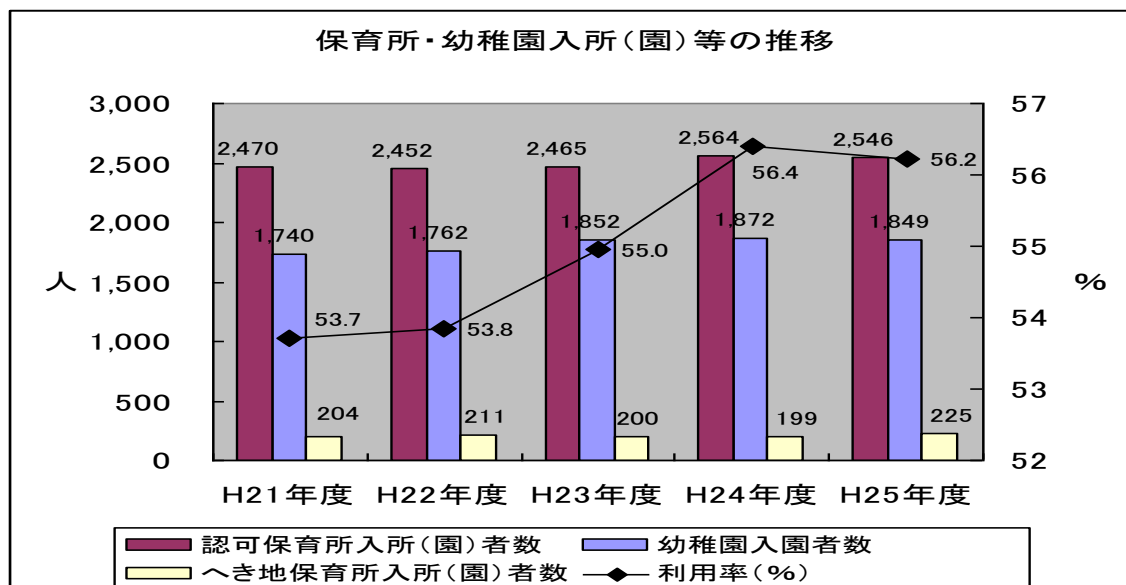
・ひとり親家庭の世帯数と児童扶養手当受給資格者数とも、おおむね横ばい傾向にあります。



資料:こども課

### ②保育所、幼稚園入所(園)などの推移

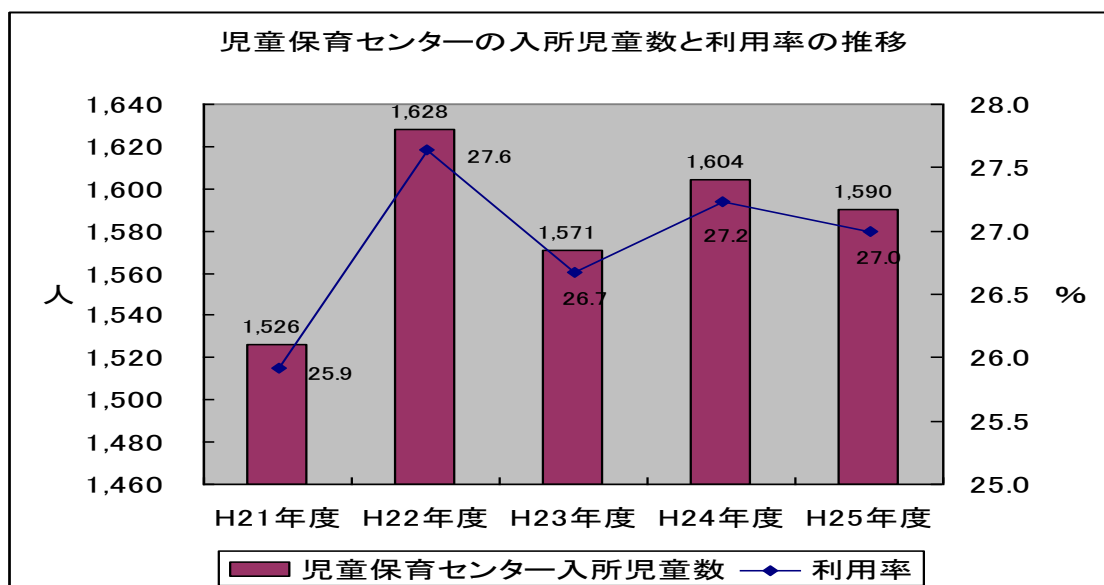
・保育所、幼稚園の入所(園)者数は、おおむね横ばいで推移していますが、両者を合わせた利用率は増加傾向にあります。



資料:こども課

### ③児童保育センターの入所児童数と利用率の推移

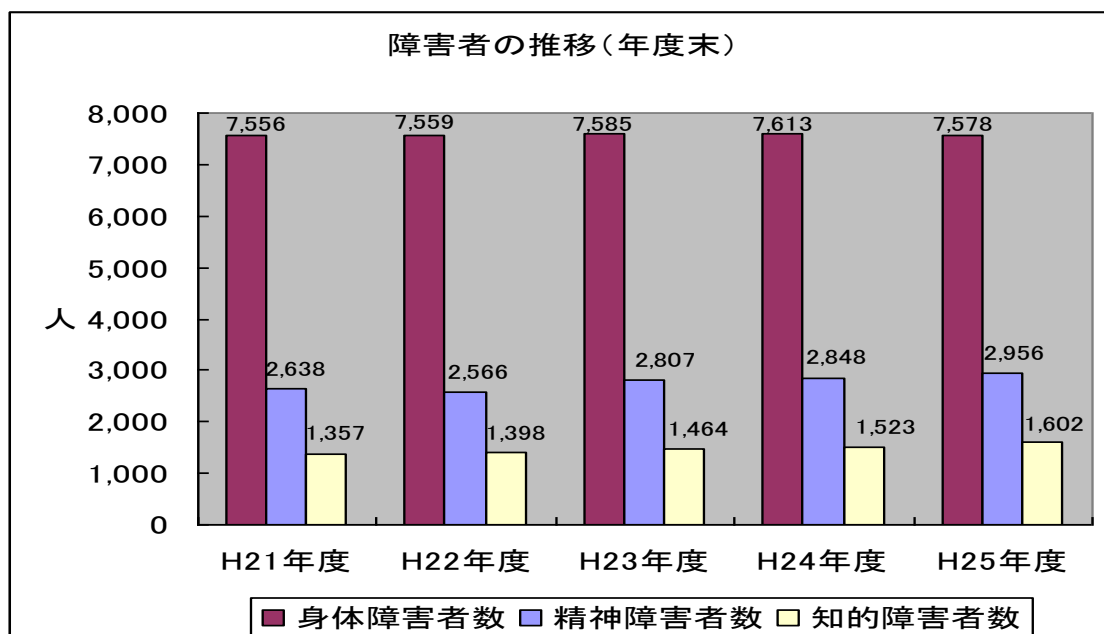
・対象は小学1年生から3年生までですが、その年によって数値にばらつきが見られます。



資料:こども課

### (3) 障害のある人を取り巻く状況

・身体障害者数は横ばいですが、精神障害者数と知的障害者数は増加傾向にあります。

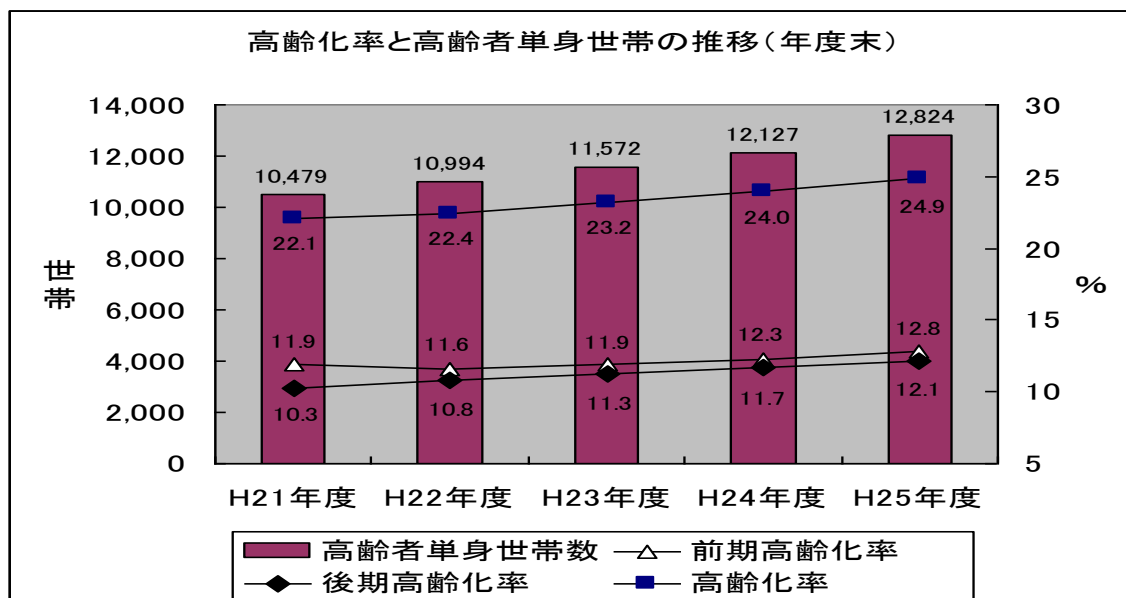


資料:障害福祉課

#### (4) 高齢者を取り巻く状況

##### ① 高齢化率と高齢者単身世帯数の推移

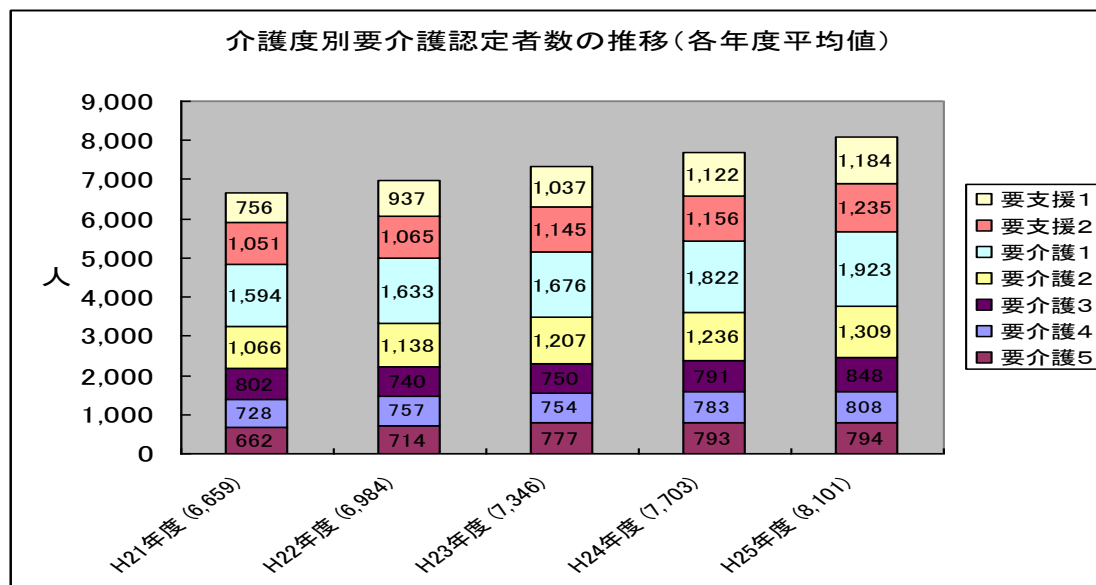
・平成25年度末の高齢化率は24.9%で4人に1人が高齢者です。今後もますます高齢化がすすむものと見込まれます。また、核家族化により高齢者単身世帯数も年々増加しています。



資料：高齢者福祉課

##### ② 介護度別要介護認定者数の推移

・65歳以上の第1号被保険者は年々増加しており、これに連動して、要介護認定者数も増加しています。

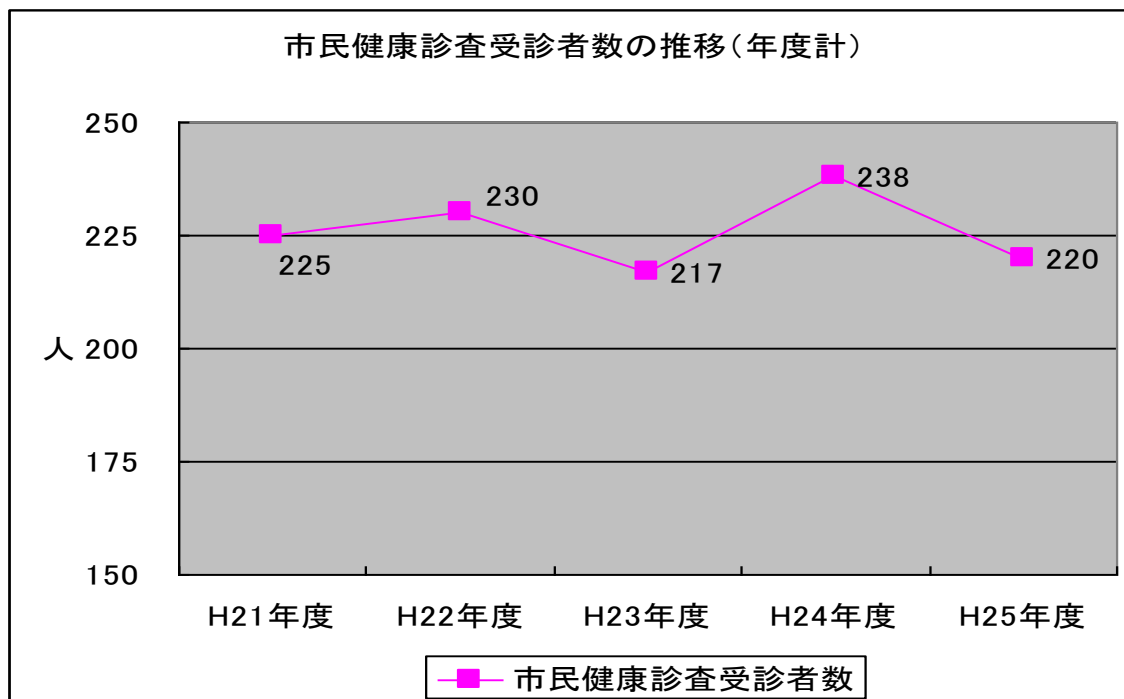


資料：介護保険課

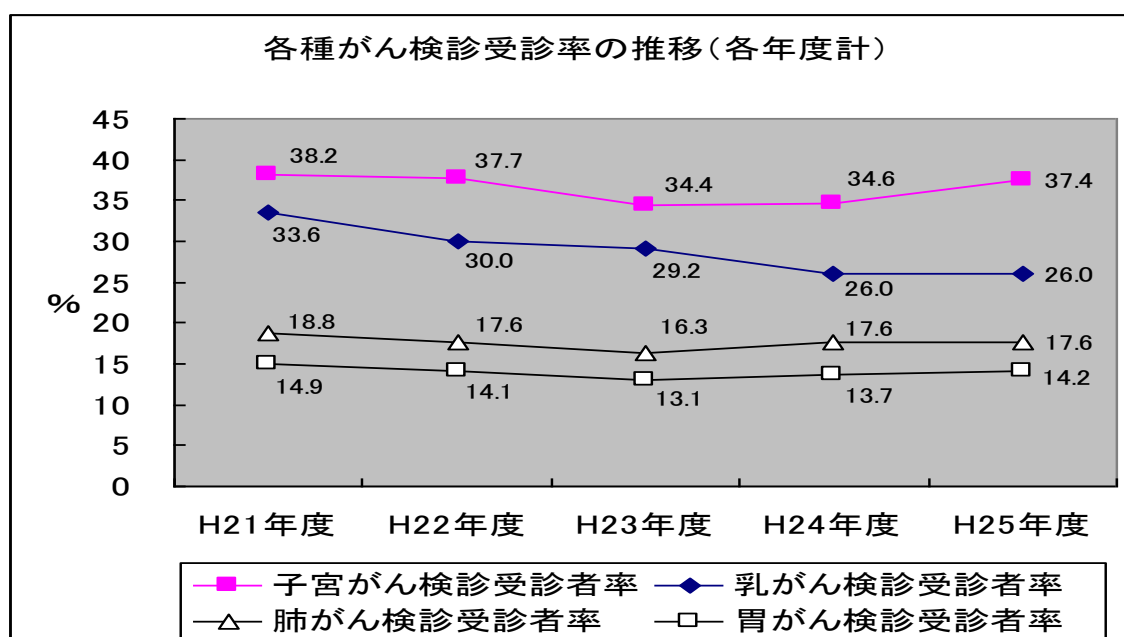
## (5) 健康の状況

### ①各種健康診査受診者数の推移

- ・市民健康診査（対象：35歳以上40歳未満）の受診者数はほぼ横ばいです。
- ・各種がん検診の受診率は、乳がん検診はやや減少傾向にあり、その他はほぼ横ばいです。



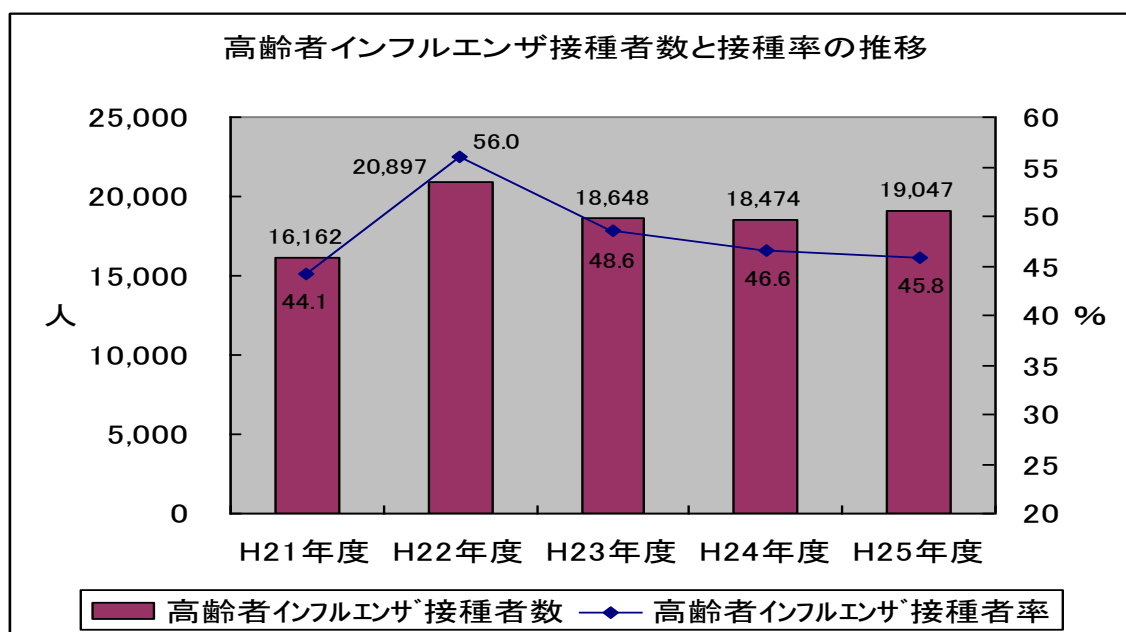
資料:健康推進課



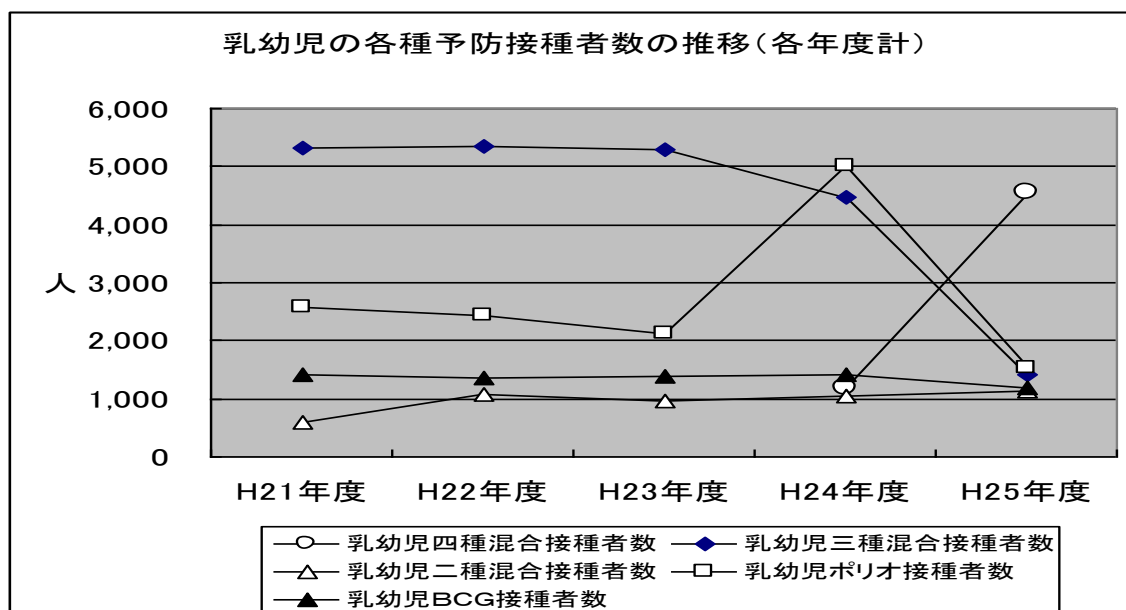
資料:健康推進課

②各種予防接種者の状況

- ・高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は、新型インフルエンザの影響を受けた平成22年度を除いて、接種者数は微増傾向ですが、対象者が年々増加していることから、接種率は微減傾向となっています。
- ・乳幼児を対象とした各種予防接種は、生ポリオから不活化ポリオへの移行に伴う平成24年度の一時的な増加や三種混合の四種混合への移行に伴う増減がありますが、それを除くと横ばい傾向となっています。



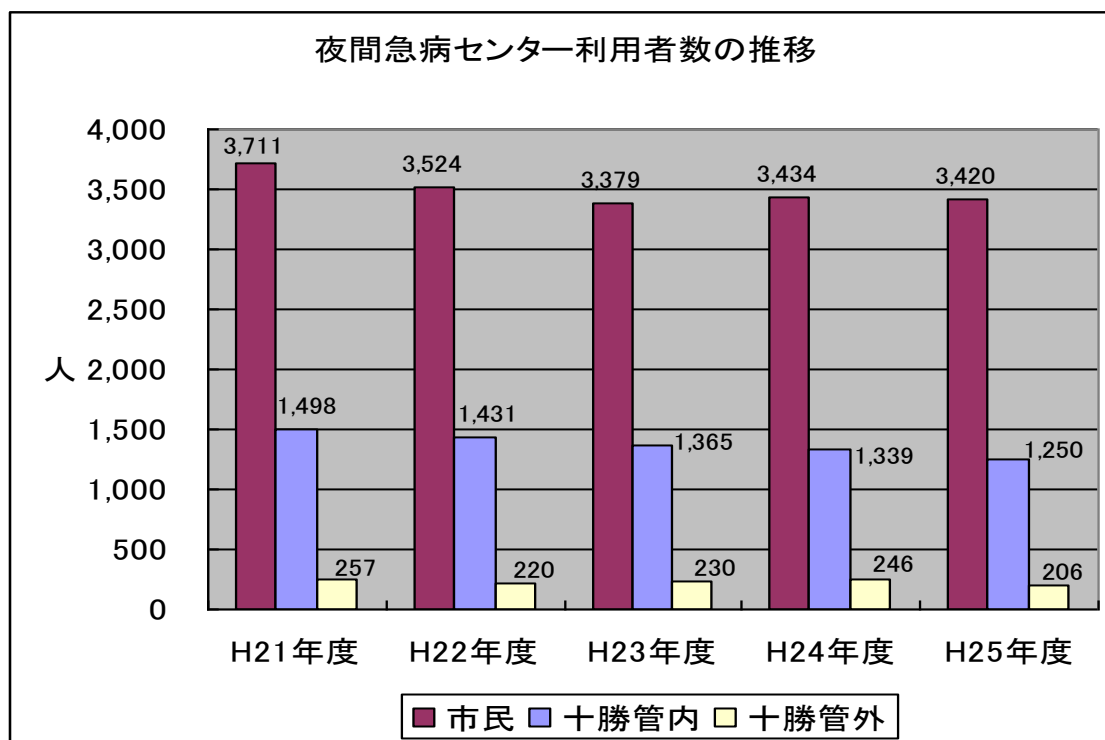
資料:健康推進課



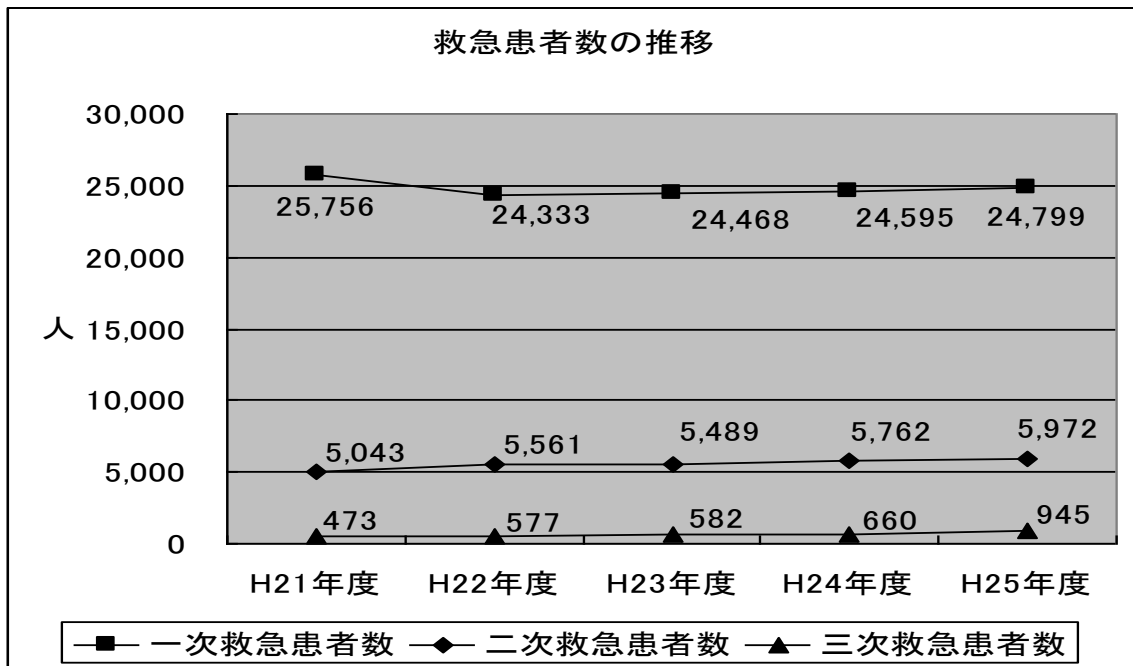
資料:健康推進課

## (6) 医療の状況

- ・高齢化の進行や生活習慣病の増加による疾病構造の変化などに伴い、引き続き医療需要の増加、専門化・高度化がすすんでいます。
- ・本市の10万人当たりの医療施設数は、病院が全道10.5施設、帯広市10.1施設、一般診療所が全道62.0施設、帯広市62.1施設とほぼ全道平均ですが、歯科診療所は全道55.2施設、帯広市62.1施設と全道平均を上回っています。
- ・救急医療については、在宅当番医と夜間急病センターによる初期救急、病院による二次救急、救命救急センターによる三次救急の体制が整備されています。
- ・夜間急病センターの利用者数は、市民は平成23年度以降横ばいで、十勝管内の利用者は減少傾向にあり十勝管外の利用はわずかです。
- ・帯広厚生病院は、平成18年に「がん診療連携拠点病院」に指定され、その後、平成22年に「総合周産期母子医療センター」に認定されています。また、北海道社会事業協会帯広病院は、平成13年に「地域周産期母子医療センター」に認定されており、妊娠に対する医療及び高度な新生児医療などの周産期医療や質の高いがん医療・相談支援が提供されるようになってきています。



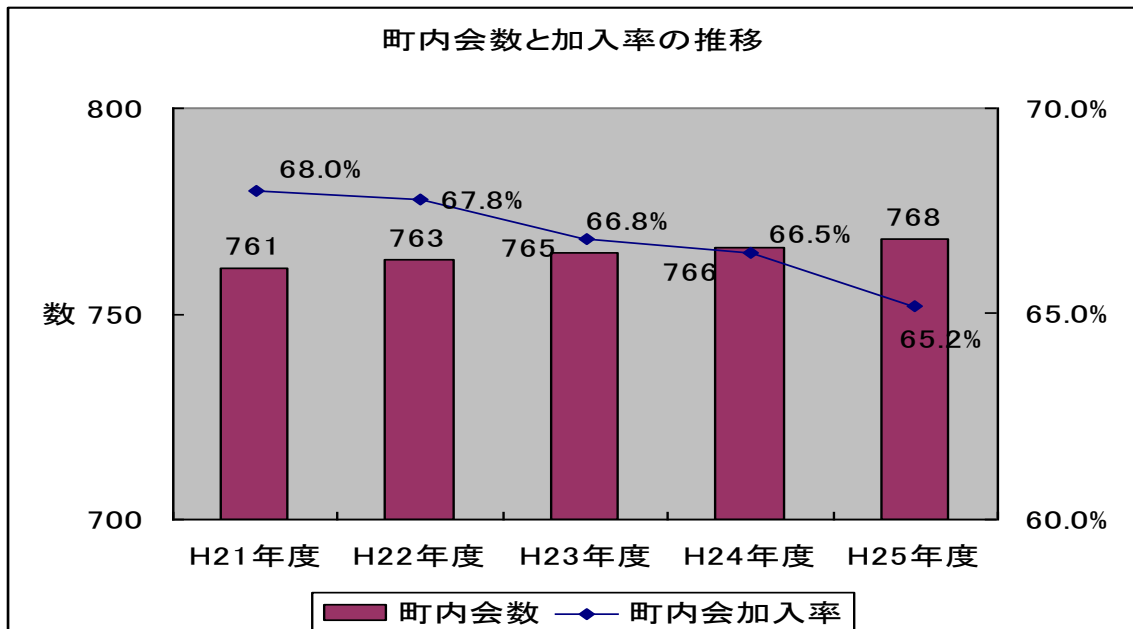
資料：健康推進課



資料：健康推進課

### (7) 町内会活動の状況

- ・町内会の数は微増していますが、個人の生活様式の多様化や近所付き合いの変化などにより、町内会加入率は低下しています。



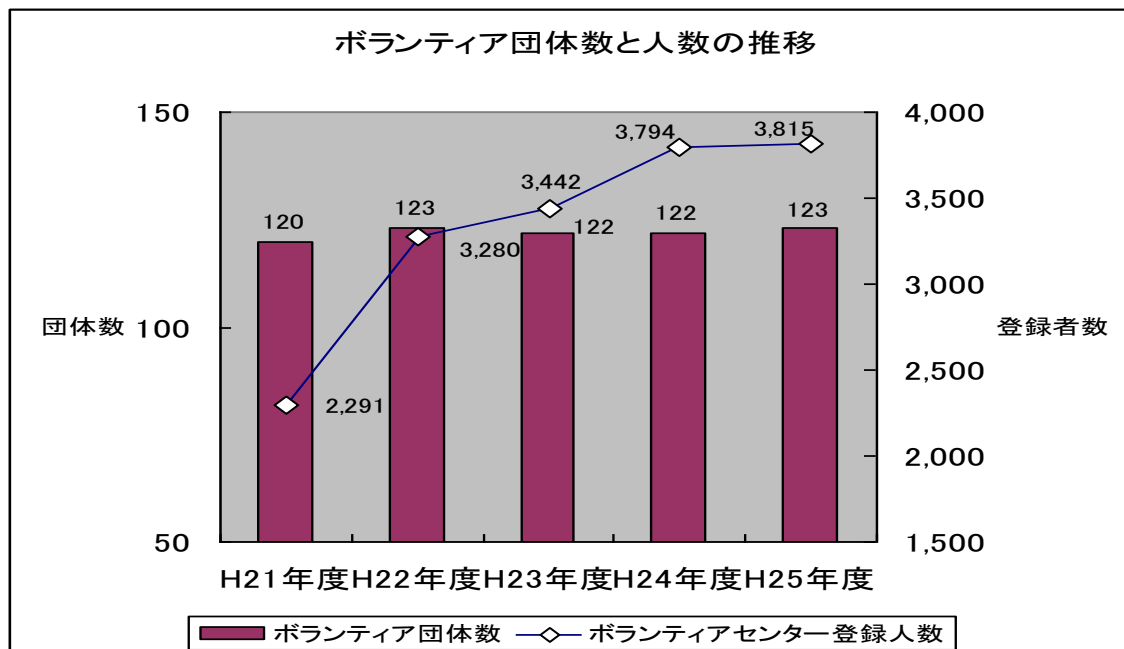
資料：市民活動推進課



## (8) ボランティア、NPOの状況

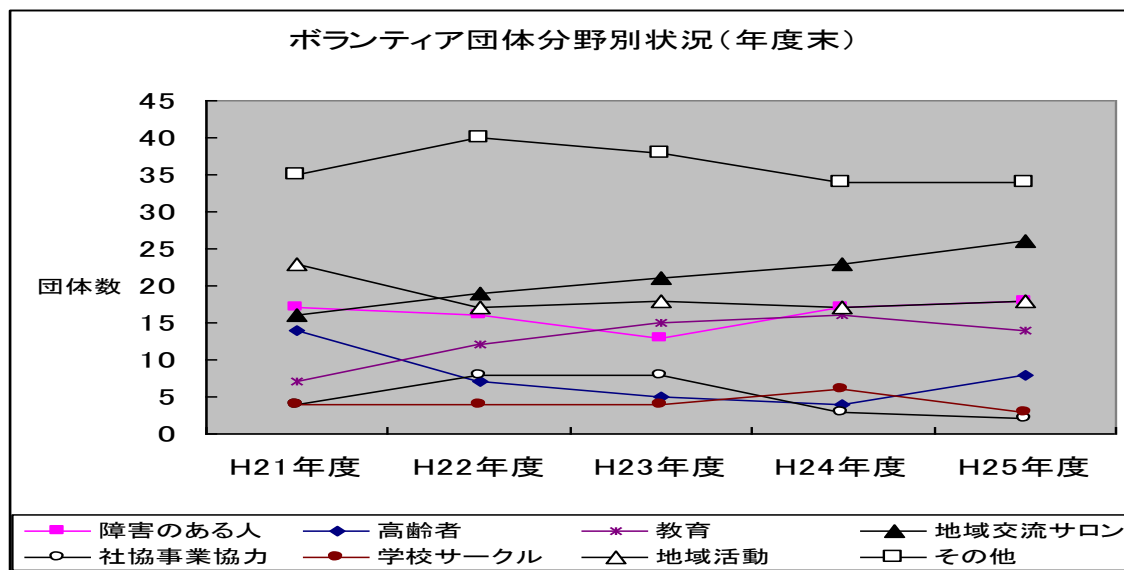
### ① ボランティア団体数と人数の推移

・ボランティアセンターに登録している団体数は横ばいですが、各団体に所属する登録者数は順調に増加しています。



資料: 帯広市社会福祉協議会

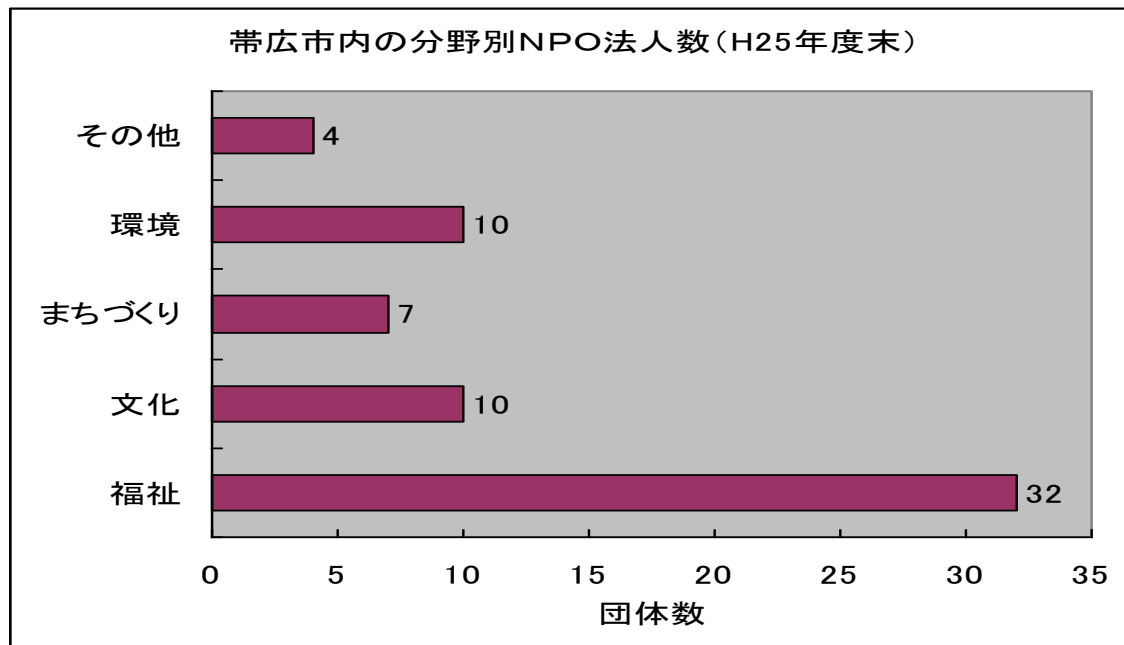
・分野別にみると、地域交流サロンが多く、続いて障害のある人に関する団体、地域活動の団体が多くなっています。



資料: 帯広市社会福祉協議会

## ②NPOの状況

・帯広市内の分野別NPO法人数は、福祉に関する団体が多い状況にあります。



資料：十勝総合振興局

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

少子高齢化や核家族化などがすすむ中、アンケート調査や意見交換会においては、家族の介護負担の軽減や特別養護老人ホーム等の整備の促進、ひとり暮らしの高齢者への支援をはじめ認知症高齢者、判断能力が低下した場合への支援などが必要との声が多く、行政がそうしたニーズを的確に捉え適切なサービスを提供するとともに、市民が相互に協力し、支え合いながら健康でいきがいをもって生活できる地域社会の構築が求められています。

こうしたことから、

『市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援』

を基本理念として定め、地域の人々と行政や保健福祉関係者がお互いに連携・協力し、市民が地域で自立して生き生きと生活できる豊かな社会を築くことを目指します。

### 2 計画の基本目標

基本理念の実現のために、計画の基本目標を次のとおり定めます。

『子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や  
地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと  
暮らすことができるまちづくり』

### 3 計画の基本的視点

計画の基本理念を踏まえ、基本目標を実現するために、次の4つの基本的視点をもって策定します。

#### I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で暮らせるように、地域福祉に対する意識の啓発をすすめるとともに、防犯・防災・交通安全のための地域の安全・安心の体制づくりや公共施設の整備などをすすめます。

特に、災害時に備え、「おびひろ避難支援プラン」に基づき障害のある人や高齢者など災害時要援護者の避難支援体制づくりをすすめます。

#### II 地域の活動を積極的にすすめるために

地域の中には何らかの生活課題を抱え、支援を必要とする人が多くなっています。

地域をより良くしていくためには、市民の力が不可欠で、地域福祉は「市民参加」が前提となります。

広く市民やボランティア団体との協働による支え合いの仕組みづくりをすすめるとともに、地域活動の支援や人材の育成をすすめます。

#### III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために

認知症などで判断能力が低下しても安心して暮らしていけるよう、「成年後見制度」の取組みをすすめ権利擁護の充実をはかるほか、利用する市民の視点に立ち、必要としている人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、相談体制の充実や保健・福祉・医療をはじめ、関連分野のネットワークにより、適切な支援や総合的なサービスを提供できる体制の整備につとめます。

#### IV 総合的な健康づくりを推進するために

市民一人ひとりが、主体的に生活の質の向上に努め、健康づくりを進める社会環境を整備することにより、健康寿命を延ばし、健やかで心豊かに生活できるまちづくりを目指します。

## 第4章 施策の展開

### 1 施策の体系

※太字は重点項目

| 基本目標   | 基本的視点                        | 施策の基本方向                 | 主な施策  |
|--|------------------------------|-------------------------|---|
| <p>子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり</p> | I すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために | 1 ノーマライゼーション理念の定着       | ①心のバリアフリーの促進  |
|  |                              | 2 ユニバーサルデザインのまちづくり      | ①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進<br>②都市基盤の整備   |
|  |                              | 3 防災、防犯活動の推進            | ①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進<br><b>(災害時要援護者支援)</b>                                   |
|  | II 地域の活動を積極的にすすめるために         | 4 地域の福祉活動の推進            | ①地域で支える仕組みの充実<br>②地域活動の促進<br>③社会参加の促進<br>④コミュニティ活動の推進<br>⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進 |
|  |                              | 5 地域福祉を担う人材育成の促進        | ①地域の人材の育成<br><b>②ボランティアの養成</b>  |
|  | III 安心して利用できる福祉サービスを実現するために  | 6 相談・支援体制の充実            | ①総合的な相談体制の確保<br>②地域における相談体制の充実<br><b>③権利擁護事業（成年後見制度）の充実</b>                 |
|  |                              | 7 適切な福祉サービス利用の促進        | ①在宅サービスの充実<br>②施設サービスの充実<br>③保育サービスの充実<br>④障害福祉サービスの提供体制の充実                 |
|  |                              | 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立 | ①サービス提供団体間の連携の促進<br>②地域生活移行の推進<br>③療育施策の充実<br>④子育て支援の総合的連携の推進               |
|  | IV 総合的な健康づくりを推進するために         | 9 健康づくりの推進              | ①健康づくり活動の推進<br>②健康づくりの意識の普及<br>③介護予防の推進                                     |
|  |                              | 10 医療との連携               | ①地域医療体制の充実<br>②救急医療体制の充実<br>③予防、早期発見の取組みの促進<br>④医療機関の機能分担と連携                |

## 2 施策の基本方向及び主な施策

地域福祉計画の基本目標である『子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり』を実現するために、基本的視点を踏まえ、次の10の「施策の基本方向」に沿って、施策を展開します。

このうち、次の3つの項目について重点施策として取組みます。

- 災害時の要援護者の支援体制づくり（主な施策 地域の防災、防犯、交通安全活動の推進参照）
- ボランティアの養成（主な施策 ボランティアの養成参照）
- 権利擁護事業（成年後見制度）の充実（主な施策 権利擁護事業の充実参照）

### 施策の基本方向 1 ノーマライゼーション理念の定着

#### 【現状と課題】

福祉制度などの改正に伴い、高齢者や障害のある人の地域生活への移行促進が想定されます。

このため、ノーマライゼーション理念の定着を図り、高齢者や障害のある人を地域の中に受け入れ、支援する体制を整えていくことが必要です。

また、町内会など地域でのイベントを通じて地域で暮らす高齢者や障害のある人と地域の交流をすすめ、市民一人ひとりが認知症や障害などへの理解を深め、「心のバリア」を解消し、相手に対する思いやりをもつなど、あらゆる機会を通じて福祉意識の向上をはかっていくことが必要です。

#### 【施策の目標】

さまざまなハンディキャップを持つ人たちを地域で支えて、地域社会の一員として生き生きと暮らせる環境づくりにつとめ、誰もが暮らしやすいと感じられる地域づくりをすすめます。

#### 【主な施策】

##### ①心のバリアフリーの促進

ノーマライゼーション理念の定着に向け、高齢者や障害のある人などに対する理解促進や男女共同参画の啓発につとめます。

## 施策の基本方向 2 ユニバーサルデザインのまちづくり

### 【現状と課題】

高齢者や障害のある人をはじめ、市民の誰もが地域活動や趣味・生涯学習活動などさまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

帯広市では、「帯広市福祉環境整備要綱」や「帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが使いやすい建物や道路、公園等の整備をすすめるなど、ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめています。

また、高齢者や障害のある人の居住環境の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに基づく住宅の新築・改築に対し、融資・助成をおこなっています。

障害のある人等の地域生活への移行を促進する方向に重点が置かれる中、今後も、すべての人が快適に暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境の整備を促進することが必要です。

### 【施策の目標】

誰もが暮らしやすい生活環境を整備していくため、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた地域づくりをすすめます。

### 【主な施策】

#### ①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進

市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組めます。

#### ②都市基盤の整備

高齢者や障害のある人が自立した地域生活を送るため、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した住みよい居住環境への支援や公共施設などの整備をすすめます。

## 施策の基本方向 3 防災、防犯活動の推進

### 【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、市民が安全で安心して過ごせるよう、防災や防犯、交通安全の体制が整備された地域であることが必要です。

近年、災害時において、障害のある人や高齢者など一人では避難することが困難な人（災害時要援護者）に対する支援の充実・強化が地域の課題となっています。

地域では、連合町内会を単位とした33地区のうち25地区について自主防災組織が結成され取り組みがすすんでいるものの、高齢化や町内会加入率の低下などの課題を抱えているほか、個人情報保護の面からも住民情報の把握が難しくなっています。

災害に対する日頃の備えや訓練をすすめるとともに、「おびひろ避難支援プラン」に基づき、行政と地域が協力して、災害時要援護者の支援体制づくりが必要です。

また、子どもや高齢者をはじめとする市民が犯罪や交通事故の被害に遭うことのないよう、市民の防犯や交通安全に対する意識を高めるとともに、地域において見守りや声かけなどにより日頃から地域内のつながりを強め、安全な地域づくりをすすめることが必要です。

### 【施策の目標】

日常から緊急時・災害時に備え、災害時要援護者への支援の強化や情報伝達体制の整備、地域住民の防災意識の啓発など、安全で安心な地域づくりをすすめます。

また、関係機関との協力体制のもとで防犯・交通安全の施策の充実を図り、安心して生活できる地域づくりをすすめます。

### 【主な施策】

#### ① 地域の防災、防犯、交通安全活動の推進

- ・災害時に備え、地域の防災活動を促進するとともに、「おびひろ避難支援プラン」に基づき、障害のある人や高齢者など災害時要援護者の避難支援体制を構築します。
- ・安全で安心な地域づくりのため、関係機関・団体と連携し、防犯に関する学習機会や情報の提供を通じ、市民の防犯意識の向上を図ります。
- ・子どもや高齢者などに対する交通安全教育に取組み、交通安全意識の啓発をすすめます。



## 施策の基本方向 4 地域の福祉活動の推進

### 【現状と課題】

地域の福祉課題に対しては、さまざまな目的を持って活動している町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、NPOなど多様な関係団体と地域との連携により解決することが求められています。

あわせて、市民一人ひとりが相互に助け合う意識を高め、地域の福祉活動を推進することも欠かせません。

地域に暮らす人たちが身近な人たちへの声かけ、児童などの登下校時の見守りなど、地域一体となった活動のほか、情報の提供や共有、啓発活動などを日常からおこなうことによる地域福祉ネットワークの充実をすすめる必要があります。

そのためには、市民の意識啓発はもとより、地域交流活動やボランティア活動等の促進のほか、民生委員・児童委員などさまざまな社会資源と連携し、協働して支援する体制の構築や地域づくりを担う人材の発掘と育成を図り、市民が市民を支える仕組みづくりをすすめていくことが必要です。

### 【施策の目標】

市民が日常生活において協力し、支え合うことのできるネットワークを地域で構築するとともに、さまざまな市民活動の情報発信を積極的におこない、一人でも多くの市民が地域での活動へ参加できる環境づくりをすすめます。

### 【主な施策】

#### ①地域で支える仕組みの充実

町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保育所や地域子育て支援センター、老人クラブ、NPOなどと地域との連携により、子育ての支援やひとり暮らし高齢者、障害のある人を地域で見守る体制の充実など、地域社会全体で支えていく仕組みづくりをすすめます。

#### ②地域活動の促進

地域福祉を推進する福祉団体などの活動を支援します。

民生委員・児童委員の担当区域の見直しになどによる適正配置により、地域における相談活動をすすめます。また、地域ボランティア等が自主的に企画・運営し、身近な場所で仲間と共につれあうことのできる交流と親睦の場である「地域交流サロン」のさらなる拡大と普及促進などを通して、支え合う地域福祉活動をすすめます。

### ③社会参加の促進

高齢者の健康で明るく生きがいのある暮らしを見出すための学習活動や、障害のある人の自立を支援する取組みなどを通じて、高齢者や障害のある人の社会参加を促進するほか、地域社会の一員として生き生きと暮らし、意欲や能力に応じて働けるよう、就労の場の確保、充実につとめます。

### ④コミュニティ活動の推進

地域のコミュニティ活動を促進するため、町内会をはじめ地域活動をおこなっている市民グループやNPO、ボランティア団体などの活動を支援します。

### ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進

学校、家庭、地域、ボランティアなどとの連携による子どもの居場所づくりのほか、地域で青少年を育てる意識啓発や青少年の育成活動を推進します。

## 施策の基本方向 5 地域福祉を担う人材育成の促進

### 【現状と課題】

ボランティアやNPO活動など、市民による社会福祉分野をはじめ幅広い分野での貢献活動への関心が高まっており、さまざまな活動が展開されています。

地域福祉活動は、基本的に活動を行う「人」に支えられています。地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題であり、リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的におこなっていくことが必要です。

また、人材育成は単なる知識や技術の提供・修得のみにとどまるのではなく、その機会を通じて福祉のこころを育むことも必要です。

### 【施策の目標】

地域福祉に対する市民の意識や気運を高め、地域で核となる役割を担う人材育成の取組みをすすめます。

### 【主な施策】

#### ①地域の人材の育成

福祉現場などの経験者（退職者）、高齢者などの地域福祉を担うリーダーとして育成するための研修などの実施につとめます。

## ②ボランティアの養成

高齢者福祉、障害福祉や災害時支援などに関するボランティアの養成及びボランティア団体の育成・支援や関係団体との連携を図るとともに、ボランティア活動に対する市民の意識啓発をすすめます。

また、災害ボランティアの個人や団体、災害ボランティアコーディネーターの事前登録をおこなうことにより、災害に備えた社会福祉協議会や関係機関・団体とのネットワークづくりをすすめ、連携・協力体制の構築につとめます。

### 施策の基本方向 6 相談・支援体制の充実

#### 【現状と課題】

市民が抱える保健・福祉・医療・子育てに関する課題は多岐にわたり、子どもから高齢者までその人の抱える悩みはさまざまです。

保健・福祉・医療・子育てに関する相談は、市の総合相談窓口のほか、地域包括支援センターや子育て支援総合センター、障害者生活支援センターなどで対応しています。

また、民生委員・児童委員は、市民の身近な相談、支援者として活動しています。

市民が抱える課題を早期に発見し、適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変大きなものがあります。

地域から孤立する人が出ないように、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていく相談・支援体制を強化していくことや、高齢あるいは障害によりサービスを選択する判断能力が不十分な人も、安心してサービスを利用できる仕組みづくりをすすめることが必要です。

また、生活困窮者への自立促進のための取組みや障害者、児童、高齢者、配偶者などへの虐待防止に対する取組みも必要です。

#### 【施策の目標】

市や社会福祉協議会のほか、関係機関、各種相談員などを含めた相談体制の周知につとめます。

また、地域において保健・福祉・医療・子育てに関するさまざまなサービスの相談や支援がスムーズにおこなうことができる体制づくりをすすめます。

## 【主な施策】

### ①総合的な相談体制の確保

多様な福祉サービスに対応する総合相談窓口のほか、高齢者の多様なニーズに対応して、多職種や地域住民の連携による支援ネットワークの構築を図る帯広市地域ケア会議や、市民の生涯を通じ健康づくりと自立した生活の支援を実現する拠点施設である保健福祉センターにおける相談体制機能などの充実につとめ、保健・福祉・医療・子育てに係る必要なサービスを効率的・効果的に提供する体制の確保につとめます。

また、生活困窮状態からの早期の自立に向けた相談支援や高齢者などへの虐待防止に対する取組みをすすめます。

### ②地域における相談体制の充実

育児不安などの軽減のため、市内に配置されている「地域子育て支援センター」を中心に、地域レベルの子育て支援機能を充実します。

また、保育所や幼稚園においても育児相談や情報提供などをおこない、地域の子育て家庭を支援します。

高齢者やその家族などからのさまざまな相談を必要なサービスにつなげるとともに、身近な相談窓口としての地域包括支援センター機能の充実をすすめます。

障害者関係団体や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者などから構成される地域自立支援協議会を活用し、障害者等の相談支援や情報提供をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりを引続きすすめます。

### ③権利擁護事業（成年後見制度）の充実

認知症などで判断能力が低下した高齢者や障害のある人などの権利擁護のため、相談体制の充実と成年後見支援センターでの取組みを一層発展させるとともに、必要な知識を積んだ市民後見人を養成するなど、権利擁護事業の積極的な活用を図ります。

## 施策の基本方向 7 適切な福祉サービス利用の促進

### 【現状と課題】

福祉サービスは、利用者が満足でき、質の高いサービスを提供するための取組みをすすめることが必要です。

帯広市では、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みをすすめるなど、高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援の部門において個別の福祉計画を策定し、それぞれの計画に基づいて福祉サービスが提供されるよう各施策を推進しています。

また、多様化・複雑化する市民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどによるさまざまなサービスの参入を促進することも必要です。

### 【施策の目標】

安心して利用できる福祉サービスの拡充をはかるほか、制度や仕組みの周知をすすめます。

また、事業者等と連携した多様で質の高いサービスを地域に密着して提供できる体制づくりにつとめます。

### 【主な施策】

#### ①在宅サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や在宅での生活を継続していくため、ボランティア、NPO、民間事業者等の生活支援サービスを担う支援体制の強化を図り、多様なサービスが利用できるような地域づくりや家族介護者への支援が図られるような支援づくりを推進するとともに、日常生活圏域ごとのバランスを考慮した地域密着型サービスの充実を図ります。

#### ②施設サービスの充実

必要な介護施設サービスの基盤整備については、広域型の大規模施設の整備をすすめつつ、地域密着型の小規模施設についても地域のバランスなどを図りながら計画的に整備をすすめます。

#### ③保育サービスの充実

延長保育や休日保育、一時保育など、市民生活の多様化に対応した保育サービスの充実や特別な支援を必要とする子どもの受入体制を充実し、集団生活の中でともに成長できるよう、子どもの状況に応じた保育をおこないます。

#### ④障害福祉サービスの提供体制の充実

障害のある人の生活を支えるため、障害のある人の身体状況や障害の特性に応じた適切なサービスの提供をすすめます。

## 施策の基本方向 8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立

### 【現状と課題】

福祉サービスの提供は、行政及び関連組織・機関などが中心となっておこなわれてきましたが、多様化・複雑化する市民の福祉ニーズに、対応する必要があります。

また、一つの機関だけで解決できない問題も多く、関係機関、事業者の連携の中で、福祉サービスの提供を総合的に調整し、提供する体制の整備をすすめる必要があります。

### 【施策の目標】

市民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるよう、保健福祉・医療及び関係する分野の機関が連携し、福祉サービスの提供を総合的に調整する体制づくりをすすめます。

### 【主な施策】

#### ①サービス提供団体間の連携の促進

福祉サービスのさらなる充実のため、帯広市社会福祉協議会やNPOなど、さまざまなサービス提供団体との連携をすすめます。

#### ②地域生活移行の推進

障害のある人の地域移行を促進するため、居住場所や就労場所の確保、必要な福祉サービスなどを総合的に支援する体制の構築を目指します。

#### ③療育施策の充実

障害のある子ども一人ひとりのライフステージに応じた発達支援と家族支援のシステム構築を関係機関との連携のもとですすめます。

#### ④子育て支援の総合的連携の推進

安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもと子育て家庭に対し、市民や企業、行政が連携しながら社会全体で子育てに関するさまざまな施策を総合的にすすめます。

## 施策の基本方向 9 健康づくりの推進

### 【現状と課題】

健康な状態を保って生涯を暮らし続けることは、誰もが望むことです。

少子高齢化が進行する中で、生き生きとした暮らしを送り、長く社会とのかかわりを持つためには、市民一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していく取組みを一層充実させていくことが必要です。

また、市民一人ひとりの健康づくりへの取組みはもとより、家庭や地域、学校、職場、保健・福祉・医療関係機関などが連携を図りながら、健康づくりをすすめることも必要です。

### 【施策の目標】

健康づくりに対する市民の意識啓発をはかるとともに、市民の主体的な健康づくりをすすめます。

### 【主な施策】

#### ①健康づくり活動の推進

生活習慣病やこころの健康に関する相談活動をはじめ、妊産婦と乳幼児の健康診査や妊娠、出産、育児に関する相談事業などを通じて市民の主体的な健康の保持増進の取組みをすすめます。

#### ②健康づくりの意識の普及

健康都市の一員として、働き盛り世代を中心とした健康づくりの意識づけ、動機づけなどを行うスマートライフプロジェクト等を通じて、市民の健康づくりに関する意識の普及を図るほか、各種検診の機会の提供や予防に関する知識の普及を図ります。

#### ③介護予防の推進

要支援、要介護になるおそれの高い方などを対象に、介護予防サービスを提供し、介護予防をすすめます。

## 施策の基本方向 10 医療との連携

### 【現状と課題】

地域の医療環境は、十勝医療圏域における地方センター病院の帯広厚生病院と地域センター病院の帯広協会病院が中核的な役割を担い、地域の医療機関との連携のもと、診療所を中心としたプライマリ・ケアから高度・専門医療までの医療提供体制が整備されています。

また、平成 26 年度に夜間急病センターが休日夜間急病センターとして移転し、機能を拡充したことにより、市民が安心して医療を受けられる環境づくりがすすんでいます。

今後は、高齢化の進行や生活習慣病の増加に伴い、医療に関する需要が増加し、高度化・専門化がすすむほか、長期間の療養や介護を必要とする人が増加することが予想されます。

市民の生活の質の向上を重視する観点から、在宅医療やリハビリテーションなどの仕組みを高めることが必要です。

### 【施策の目標】

市民が住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるように、在宅医療やリハビリテーションを提供できる医療機関・介護サービス事業者・訪問看護ステーションなどとの連携を図り、帯広保健所などと協力しながら、地域の保健・福祉・医療の連携強化につとめます。

### 【主な施策】

#### ①地域医療体制の充実

医療機関や関係機関との連携を図りながら、周産期医療体制や緩和ケアの支援など、安心して医療を受けられる体制づくりにつとめます。

#### ②救急医療体制の充実

医療機関や関係機関との連携と役割分担に基づく救急医療体制の充実につとめ、休日夜間急病センターにおける初期救急や十勝二次医療圏での受入体制を支援します。

#### ③予防、早期発見の取組みの促進

今後も医療機関や保健福祉センター、コミュニティセンターなどでの乳幼児健康診査、予防接種、各種検診を実施し、病気や障害の予防、早期発見につとめます。



#### ④医療機関の機能分担と連携

北海道医療計画の基本的方向の一つとして、疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）又は事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療ごとの医療連携体制の構築を掲げており、医療機関の連携によって患者の治療を分担、完結する医療体制の構築につとめます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取組みに加えて、市民・関係団体・関係機関など、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

#### (1) 市民・ボランティア・NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であり、地域福祉の担い手であることを自覚することが大切です。

自分が暮らす地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題や課題について自分たちで考え、解決していくための取組みを話し合うとともに、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する地域課題や福祉ニーズに対応することが期待されています。

#### (2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供などを基本とし、最も身近な相談相手として地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

#### (3) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。

また、地域の一員として、社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参加につとめることが求められています。

#### (4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられています。

計画を推進するうえでは、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、さらには、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整

役を担うことが求められています。

#### **(5) 行政の役割**

地域の福祉活動を促進するための支援をすすめます。庁内体制として、保健医療福祉にとどまらず、住宅、環境、雇用、教育、都市政策など幅広い分野の連携が必要です。

そのため、関係する部・課や北海道などと密接に連携し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築し庁内が一体となって施策を推進します。

## **2 計画の進捗管理**

計画の進捗状況の点検及び見直しについては、帯広市健康生活支援審議会が毎年度、帯広市から点検結果の報告を受け、市長に対し意見を述べることができます。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映されます。点検及び見直し内容は、市民に公表します。



# 資 料 編

## 1 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

(23名 敬称略・順不同)

|        |                      |
|--------|----------------------|
| ◎稲葉 秀一 | 一般社団法人帯広市医師会         |
| 菊池 英明  | 一般社団法人帯広市医師会         |
| 井出 涉   | 一般社団法人帯広市医師会         |
| 真井 康博  | 一般社団法人帯広市医師会         |
| 細川 吉博  | 一般社団法人帯広市医師会         |
| 大江 徹   | 一般社団法人帯広市医師会         |
| 小林 靖   | 一般社団法人十勝歯科医師会        |
| 佐々木 嘉晃 | 一般社団法人十勝歯科医師会        |
| 宇野 雅樹  | 一般社団法人北海道薬剤師会十勝支部    |
| 鈴木 捷三  | 帯広市町内会連合会            |
| 村上 勝彦  | 学識（特別養護老人ホーム施設長）     |
| 前田 弘文  | 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部    |
| 吉村 典子  | 社会福祉法人帯広市社会福祉協議会     |
| 田中 利和  | 一般社団法人帯広身体障害者福祉協会    |
| 畑中 三岐子 | 特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会 |
| 杉野 全由  | 帯広市社会福祉施設連絡協議会       |
| 笹岡 香代  | 帯広市老人クラブ連合会          |
| 山本 勝弘  | 帯広ボランティア連絡協議会        |
| 金須 俊雄  | 公募                   |
| 太田 郁夫  | 公募                   |
| 松岡 正行  | 公募                   |
| 太田 文弘  | 公募                   |
| 石川 京子  | 公募                   |

◎委員長

## 2 第二期帯広市地域福祉計画策定経過

| 年 月 日                     | 内容  |
|---------------------------|---|
| 平成 26 年 5 月 30 日～6 月 13 日 | 市民アンケート調査                                   |
| 平成 26 年 8 月 25 日          | 厚生委員会<br>・第二期帯広市地域福祉計画策定について                |
| 平成 26 年 8 月 25 日          | 第 1 回帯広市健康生活支援審議会<br>・第二期帯広市地域福祉計画策定について    |
| 平成 26 年 8 月 27 日          | 市民意見交換会（大正農業者トレセン）                          |
| 平成 26 年 8 月 28 日          | 市民意見交換会（東コミセン）                              |
| 平成 26 年 8 月 29 日          | 市民意見交換会（鉄南コミセン）                             |
| 平成 26 年 8 月 29 日          | 市民意見交換会（緑西コミセン）                             |
| 平成 26 年 9 月 1 日           | 市民意見交換会（西帯広コミセン）                            |
| 平成 26 年 9 月 1 日           | 市民意見交換会（南コミセン）                              |
| 平成 26 年 9 月 3 日           | 市民意見交換会（森の里コミセン）                            |
| 平成 26 年 9 月 3 日           | 市民意見交換会（川西農業者研修センター）                        |
| 平成 26 年 9 月 5 日           | 市民意見交換会（啓北コミセン）                             |
| 平成 26 年 9 月 5 日           | 市民意見交換会（帯広の森コミセン）                           |
| 平成 26 年 10 月 1 日          | 意見交換会（民生委員児童委員帯広支部）                         |
| 平成 26 年 10 月 17 日         | 第 1 回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会                       |
| 平成 26 年 10 月 17 日         | 意見交換会（ボランティア団体）                             |
| 平成 26 年 10 月 28 日         | 市民意見交換会（市役所 10F 会議室）                        |
| 平成 26 年 10 月 30 日         | 意見交換会（帯広市町内会連合会）                            |
| 平成 26 年 10 月 31 日         | 意見交換会（帯広市老人クラブ連合会）                          |
| 平成 26 年 11 月 13 日         | 意見交換会（帯広市社会福祉協議会）                           |
| 平成 26 年 11 月 19 日         | 第 2 回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会                       |
| 平成 26 年 11 月 20 日         | 厚生委員会<br>・第二期帯広市地域福祉計画（骨子案）について             |
| 平成 26 年 11 月 28 日         | 第 2 回帯広市健康生活支援審議会<br>・第二期帯広市地域福祉計画（骨子案）について |
| 平成 26 年 12 月 15 日         | 第 3 回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会                       |
| 平成 26 年 12 月 26 日         | 第 3 回帯広市健康生活支援審議会<br>・第二期帯広市地域福祉計画（原案）について  |

### 3 帯広市地域福祉計画庁内策定委員会名簿

| 役職   | 職名            |
|------|---------------|
| 委員長  | 保健福祉部長        |
| 副委員長 | 保健福祉部企画調整監    |
| 委員   | // 障害福祉課長     |
| //   | // 社会課長       |
| //   | // 高齢者福祉課長    |
| //   | // 介護保険課長     |
| //   | // 健康推進課長     |
| //   | // 保護課長       |
| //   | こども未来部こども課長   |
| //   | // 子育て支援課長    |
| //   | // 青少年課長      |
| //   | 政策推進部企画課長     |
| //   | 総務部総務課長       |
| //   | 市民活動部市民活動推進課長 |
| //   | // 安心安全課長     |
| //   | // 男女共同参画推進課長 |
| //   | 商工観光部工業労政課長   |
| //   | 学校教育部学校教育課長   |
| //   | 生涯学習部生涯学習課長   |

### 4 アンケート調査結果の概要

① 調査期間 平成26年5月30日～平成26年6月13日

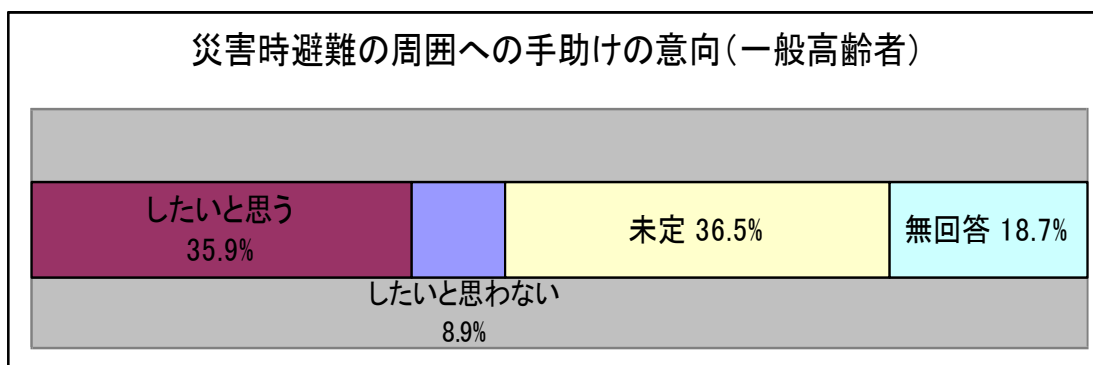
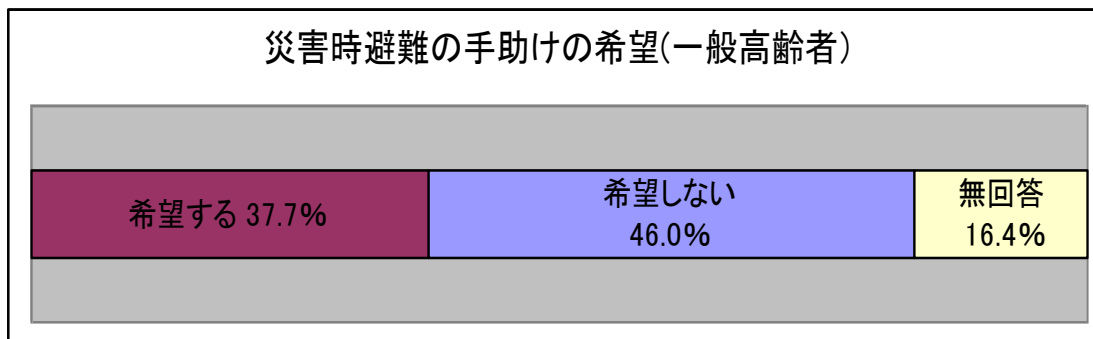
② 調査対象者、配布数、回収結果は次のとおり

| 調査の種別   | 対象者   | 配布数   | 回収数   | 回収率% |
|---------|---|-------|-------|------|
| 一般高齢者   | 市内在住の高齢者  | 2,327 | 1,577 | 67.8 |
| 介護等未利用者 | 市内在住の要支援・要介護認定者で居宅サービスを利用していない方                 | 937   | 537   | 57.3 |
| 介護等利用者  | 市内在住の要支援・要介護認定者で居宅サービスを利用している方                  | 985   | 576   | 58.5 |
| 要介護高齢者  | 市内在住の要介護3～5を受けている方で居宅サービスを利用している方、または施設に入所している方 | 974   | 576   | 59.1 |

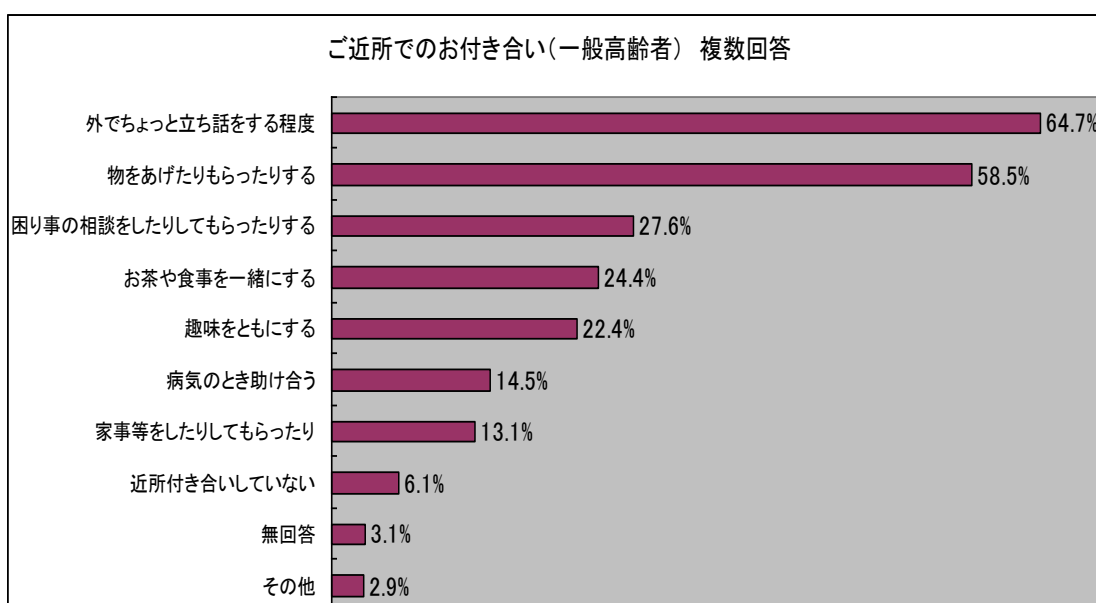


③ 主な質問内容に対する回答は次のとおり

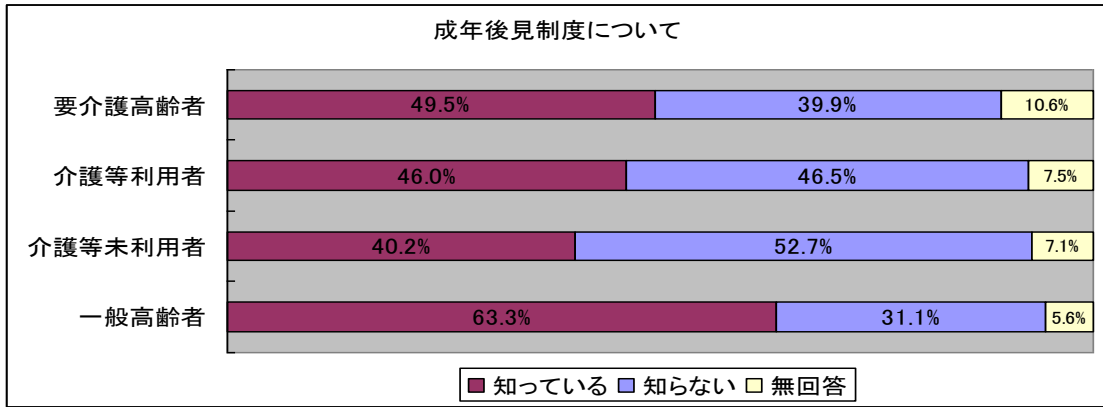
問 災害時避難の手助けについて



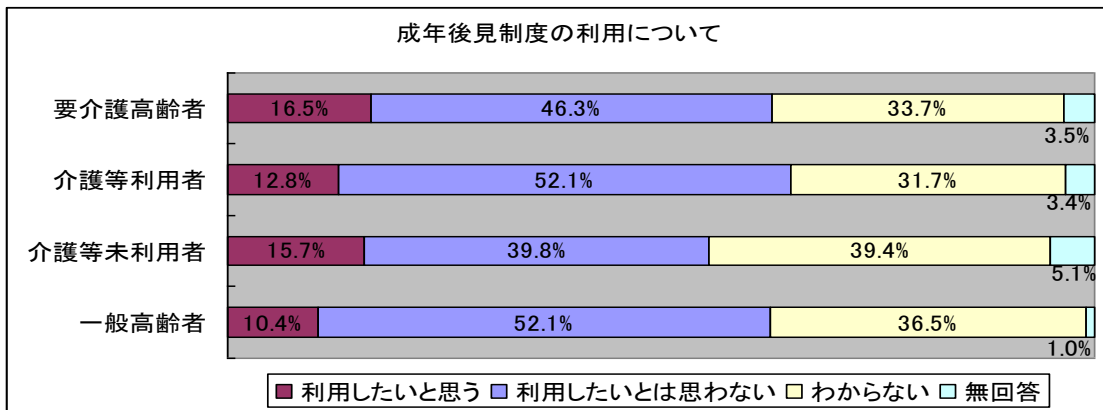
問 あなたのご近所でのお付き合いはどのようなものですか。



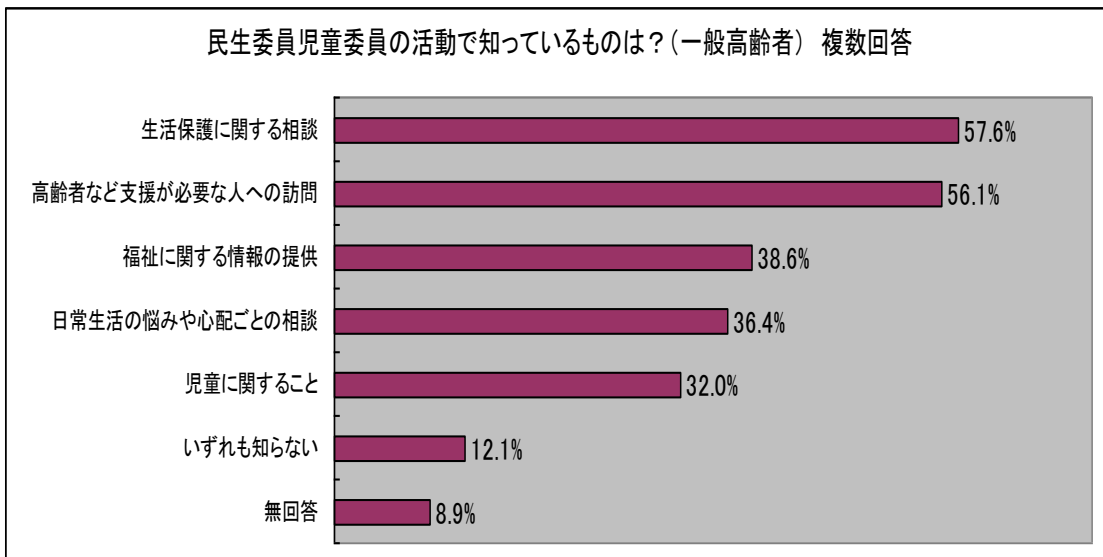
問 成年後見制度について知っていますか。



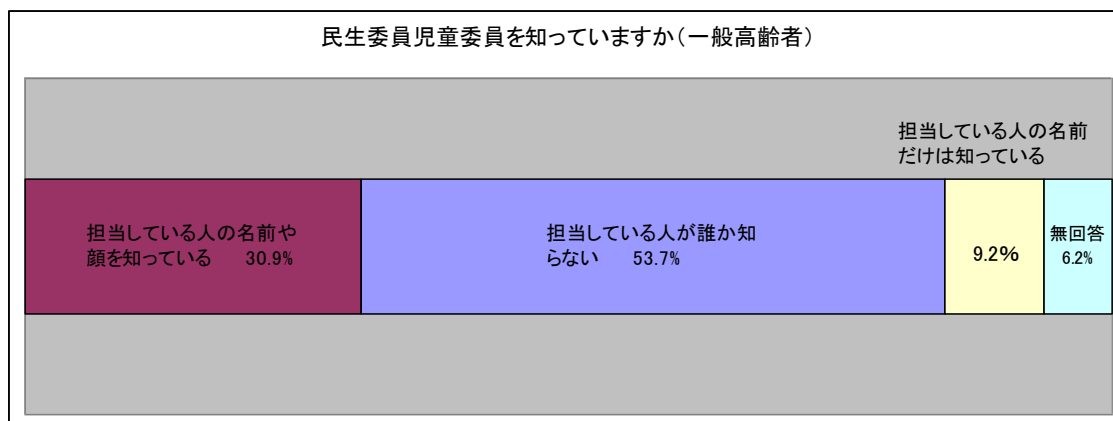
問 成年後見制度の利用意向について（知っているを選択した方のみ回答）



問 民生委員児童委員の活動としてご存知の内容を選んでください。



問 あなたはお住まいの地域の民生委員児童委員を知っていますか。



## 問 今後力を入れるべき高齢者保健福祉施策について

